

第百三十一回国会
衆議院

世界貿易機關設立協定等に関する特別委員會議録 第七号

平成六年十一月二十五日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 佐藤 孝行君

理事 越智 伊平君 理事 川崎 二郎君

理事 田中 直紀君 理事 中川 昭一君

理事 小平 忠正君 理事 畑 英次郎君

理事 日笠 勝之君 理事 伊藤 茂君

理事 辻 一彦君

理事 逢沢 一郎君 赤城 徳彦君

理事 岸本 光造君 久間 章生君

理事 栗原 博久君 小杉 隆君

理事 齊藤斗志二君 塩崎 恭久君

理事 七条 明君 中島洋次郎君

理事 二田 孝治君 松岡 利勝君

理事 松下 忠洋君 御法川 英文君

理事 安倍 基雄君 井奥 貞雄君

理事 石破 茂君 今津 寛君

理事 大石 正光君 川島 實君

理事 草川 昭三君 倉田 栄喜君

理事 木幡 弘道君 古賀 正浩君

理事 坂本 剛二君 鮫島 宗明君

理事 田名部匡省君 千葉 国男君

理事 仲村 正治君 松田 岩夫君

理事 山本 拓君 伊東 秀子君

理事 遠藤 登君 北沢 清功君

理事 永井 哲男君 鉢呂 吉雄君

理事 濱田 健一君 横光 克彦君

理事 和田 貞夫君 錦織 淳君

理事 前原 誠司君 藤田 スミ君

理事 松本 善明君 遠藤 利明君

出席國務大臣

外務大臣 河野 洋平君

大蔵大臣 武村 正義君

文部大臣 与謝野 馨君

出席政府委員

厚生大臣 井出 正一君

農林水産大臣 大河原太一郎君

通商産業大臣 橋本龍太郎君

運輸大臣 亀井 静香君

郵政大臣 大出 俊君

建設大臣 野坂 浩賢君

國務大臣 山口 鶴男君

(國務大臣官房長官) 高村 正彦君

(環境庁長官) 宮下 創平君

(國務大臣官房長官) 小澤 潔君

(國土庁長官) 小粥 正巳君

公正取引委員長 塩田 義範君

公正取引委員長 矢部丈太郎君

事務局審査部長 陶山 晴君

事務局行政官 田中 一昭君

事務局行政官 井出 重夫君

事務局行政官 奥村 明雄君

事務局行政官 三井 康壽君

事務局行政官 山田 榮司君

事務局行政官 谷内正太郎君

事務局行政官 折田 幸市君

事務局行政官 萩山 教蔵君

大蔵省主計局長 中島 義雄君

大蔵省関税局長 鏡味 徳房君

文部省高等教育局長 吉田 茂君

厚生大臣官房長官 太田 義武君

厚生省生活衛生局長 小林 秀資君

厚生省年金局長 近藤純五郎君

農林水産大臣官房長官 高橋 政行君

農林水産省經濟局長 東 久雄君

農林水産省構造改善局長 入澤 肇君

農林水産省農畜改良局長 日 英輔君

農林水産省農產流通局長 鈴木 久司君

農林水産省技術會議事務局局長 野中 和雄君

食糧庁長官 上野 博史君

林野庁長官 塚本 隆久君

通商産業省通商政策局長 伊佐山建志君

通商産業省産業政策局長 堤 富男君

資源エネルギー庁長官 川田 洋輝君

特許庁長官 高島 章君

特許庁特許技監 油木 肇君

特許庁事務部長 森本 修君

中小企業庁長官 中田 哲雄君

運輸大臣官房長官 永井 隆男君

郵政大臣官房長官 木村 強君

郵政省郵務局長 加藤豊太郎君

郵政省電氣通信局長 五十嵐三津雄君

建設省建設經濟局長 小野 邦久君

建設省道路局長 藤川 寛之君

建設省住宅局長 梅野捷一郎君

會計検査院事務局長 平岡 哲也君

外務委員會調查室長 野村 忠清君

大蔵委員會調查室長 中川 浩扶君

文教委員會調查室長 長谷川善一君

農林水産委員會調查室長 黒木 敏郎君

商工委員會調查室長 石黒 正大君

委員の異動

十一月二十五日

辭任

福田 康夫君

遠藤 乙彦君

大石 正光君

田名部匡省君

平田 米男君

吉田 治君

秋葉 忠利君

同日

辭任

中島洋次郎君

安倍 基雄君

石破 茂君

川島 實君

草川 昭三君

補欠選任

中島洋次郎君

草川 昭三君

川島 實君

石破 茂君

倉田 栄喜君

安倍 基雄君

北沢 清功君

同日

補欠選任

福田 康夫君

吉田 治君

田名部匡省君

大石 正光君

遠藤 乙彦君

倉田 栄喜君	平田 米男君
北沢 清功君	濱田 健一君
同日 辞任	補欠選任
濱田 健一君	遠藤 登君
同日 辞任	補欠選任
遠藤 登君	伊東 秀子君
同日 辞任	補欠選任
伊東 秀子君	秋葉 忠利君

十一月二十五日

ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対
に関する請願(岩佐恵美君紹介(第一九六六号))
同(穀田恵二君紹介(第一九六七号))
同(坂上富男君紹介(第一九六八号))
同(寺前巖君紹介(第一九六九号))
同外三件(濱田健一君紹介(第一九七〇号))
同(東中光雄君紹介(第一九七一号))
同(不破哲三君紹介(第一九七二号))
同(正森成二君紹介(第一九七三号))
同(松本善明君紹介(第一九七四号))
同(山原健二郎君紹介(第一九七五号))
同(吉井英勝君紹介(第一九七六号))
ガット合意の国会承認反対に関する請願(藤田
スミ君紹介(第一九七七号))
食糧自給率の向上、日本農業の発展に関する請
願(藤田スミ君紹介(第一九七八号))
ガット農業合意の国会承認反対等に関する請願
(山元勉君紹介(第一九七九号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結
について承認を求めるの件(条約第一号)
著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作
権法の特例に関する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出第一二号)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出第二二号)
蘭系価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団
法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)
農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内
閣提出第四四号)
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
一五五号)
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提
出第一六六号)
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案
(内閣提出第一七七号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結
について承認を求めるの件、著作権法及び万国著
作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法
律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補
給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭系
価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一
部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を
改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律
案、関税定率法等の一部を改正する法律案及び主
要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案の各
案件を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。仲村正治君。

○仲村委員 私は、WTO協定の締結と関連法案
に対する自公さがけ連立の村山政権の基本的考
え方と、その評価についてお尋ねいたします。

河野外務大臣は、このWTO協定承認案件提出
の所管大臣であります。外務大臣は口癖のよう
に、自公さがけの連立政権は外交は継続だとい
う言葉を使っています。これは前政権から引き継
がれた外交案件だから、我が国の利益に合致する
とかしないとかは別に、とにかく国際約束だ
から継続ということか。

つまり、私が尋ねたいことは、このWTO

協定締結に関することは河野外務大臣として積極
的姿勢の継続か、あるいは消極的気持ちでの継続
かということであり、河野外務大臣は、この
法案の提案者として、この世界貿易機関設立協
定をどのように評価するか。私は、まず河野外務大
臣の外交姿勢をお尋ねしたいと思ひます。

○河野外務大臣 今国会におきまして御承認をお
願ひしているWTO協定の締結は、多角的自由貿
易体制の維持強化、国際経済秩序に対する信頼の
確保という観点から、極めて重要なものという認
識を持っており、御案内のとおり、我が国は
貿易立国として今後の我が国の発展というものを
考えているわけですから、そうした観点
に立ちましても、このWTO協定の締結というも
のには極めて大きな意義があるというふうに思っ
ております。

一方、WTO協定のうち農業協定の部分につき
まして、我が国にとつてこれは大変厳しいもので
あったという点については私もそういう認識を
持っておりますが、WTO協定全体として見れば
国民に大きな利益をもたらすものになるという認
識でございます。

○仲村委員 今も大臣がお述べになりましたよう
に、河野外務大臣は、この協定締結の提案理由の
意義として、「我が国がこの協定を締結すること
は、我が国が世界の主要な貿易国であることに
かみ、多角的貿易体制の発展に寄与することと
も、我が国の国民生活に多大の利益をもたらすこ
ととなるという見地から極めて有意義である」と
いうふうな言ひをしております。

河野外務大臣、このWTO協定締結の提案理由
に書かれておられる、また今お述べになりました
とおり、WTO協定を我が国が締結することが
我が国の利益に合致すると断言できますか。いま
一度、その承認案件提出の担当大臣として、WTO
協定締結の意義と我が国にもたらす評価につ
いて御所見をお願いしたいと思います。

○河野外務大臣 世界貿易の中で我が国が生きて
いるということを考えれば、世界の百二十を

超える国と地域が参加をして合意をし、新たに新
しいルールのもとで進もう、こう多くの国とも
に決意をしたわけですから、この協定につ
いてはぜひとも議員各位の御理解と御承認をいた
だきたい、こう考えております。

○仲村委員 私は二度にわたって河野外務大臣に、
この協定に対する意義と評価をお尋ねをしたわけ
でございます。

今回提出された我が国にとつてのWTO協定の
締結の必要性がなぜ発生したか。それは、昨年十
二月、細川内閣がその受け入れを決断し、そして
本年四月、マラケシュ閣僚会議で我が国が署名し
た結果として発生したものであります。この妥
結に至るまでの道のりは、一九八六年以来七年余
にわたる、百十六の国と地域が自国にとつての利
害を背負いながらも十五の分野でしごきを削る交
渉を行い、一國繁栄主義を排除した世界全体の相
互利益と繁栄を追求する貿易のルールづくりのた
めに避けて通ることのできない到着点であったと
私は思っております。

細川内閣は、昨年十二月、ガット・ウルグアイ
・ラウンドの農業分野のドゥーニ議長調整案の
受け入れは、我が国農業、農村に深刻な打撃とそ
の存立の危機すら引き起こしかねないほどの困難
にも等しい重大な課題を内包するという苦渋の念
に腐心しながらも、我が国の貿易立国という総合
的国益の見地から、身を切るような、まさに断腸
の思いの決断をしたのであります。

河野外務大臣、このような交渉の経過と背景の
中から生まれたWTO協定は、我が国の利益に合
致するから我が国はこれを批准するということだ
と思ひますけれども、そのようなことに間違いな
いのです。もう一度ひとつ御答弁を求めます。

○河野外務大臣 議員もお述べになりましたよう
に、このウルグアイ・ラウンド交渉というものは、
大変長い年月、多くの関係者が大変な努力を
積み重ねて行われたものでございます。我が国は
我が国の事情から、農業問題についてはぜひ我が
国の主張を入れてほしいということを繰り返して主

張して、それぞれの国はそれぞれの事情を述べ合つて、そしてこの交渉は、極めて長い時間難しい交渉を続けてきたわけでございます。

私もここにいたしますれば、ドゥーニー調停案というものの受け入れについてはもっと我が国の主張を強く押しつけてはしかなかったという気持ちがございますけれども、結果として、シングルアングラー・テークンというものがなされるということであれば、これはもうやむを得ないことだ、それならば農業、農村に対する十分な対応措置をするということ以外にないという御議論が現在の政府・与党にはあつて、厳しい議論の中でそうした措置をとられたわけでございまして、繰り返して申し上げますが、厳しい問題もありまされども、全体として意義のあるものだ、こういう認識でございます。

○仲村委員 もちろん細川内閣としても、先ほど申し上げましたようにまさに苦渋の選択であつた。しかし、十二月十七日にはきちつとアフターケアをしなければならぬという閣議了解をいたしまして、その対策のための対策本部をスタートさせたわけでございます。

一昨年初めごろから、米の例外なき包括関税化というダンケル案が示され、そして我が国はその調整のために大変な努力を積み重ねてきたわけでございます。しかし、もうどうしようもないところまで来たという感じだつたと思ひますが、一昨年の十二月に宮澤総理は当時の農林大臣を官邸に呼んで、もうここらで腹を決めなくちゃならない、これは避けて通れない、そういうことで農林大臣に指示をされた、こういうことを私は漏れ聞いているのであります。

しかし、当時の農林水産大臣は、このダンケル案をのむわけにいかない、もう少し粘るしかない、こういうことで帰つてきた。その努力のいかいあつて昨年のドゥーニー調整案というのが出てきたわけでございます。私は、それは我が国の主張どおり、あるいは希望どおりについていないかも知

れないけれども、しかし政治はやはり、最善が求められなければ次善は何なのかということ而努力をしなければ、決断をしなければならぬ、こういうふうな細川総理は決断をされたと思つてゐるわけでございます。

ここに、昨年十二月十四日の自民党の党声明があります。この声明を要約すると、細川政権がガット・ウルグアイ・ラウンドのドゥーニー議長調整案の受け入れを閣議了解したことは全くけしからぬと厳しく糾弾しています。そして、ことしの一月二十六日に、自民党は参議院に農林水産大臣の問責決議案を提出しています。今、自民党総裁でもある河野さんは、自社さきがけ連立政権の外務大臣としてその席にお座りになり、このWT協定案件の提出の所管大臣として、この協定の締結は我が国の利益に合致すると強調し、さらに「我が国がこの協定を締結することは、我が国が世界の主要な貿易国であることにかんがみ、多角的貿易体制の発展に寄与するとともに、我が国の国民生活に多大の利益をもたらすこととなる」という見地から極めて有意義である、こういうふうな法案の中に書いてあります。

当時厳しい批判を浴びせた自民党の党声明、そして農林水産大臣に対する問責決議案と今回のWT協定締結の意義の中で示されている国益論とは、どう見ても一致するものではないと私は見ております。また、外交は継続だというのが、もし昨年十二月に受け入れを決定したガット・ウルグアイ・ラウンド合意、そして本年四月マラケシュで署名したことが、自民党の党声明、農林水産大臣問責決議案に示されたように国家の利益に反するものであれば断じて継続すべきものではないし、また、その結果として発生したWT協定は批准すべきものではないと言わざるを得ないのであります。その点について河野大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○河野国務大臣 私、原文を持っております。今ここに持つておりませんが、もしそこをお持ちならば、昨年十二月の自由民主党の問題に対す

る党声明の一番最後の部分をお確かめをいただきますと、我が党は世界貿易の拡大のためにこうしたことが必要なのだという意味のことが書いてあると思ひます。ただ、そのときにはまだ全体像が明らかでないのというのを断つて、このことの重要性については触れておきたいと思います。

その党声明で重要なものは、この段階でドゥーニー調停案を、つまり農業協定を受け入れることについて問題であるということを書いてあるわけであつて、世界貿易拡大のためのこの種のものについて反対をするということとは、自民党は党声明で言ったことではないと思ひます。

さらに、私は、こうした問題について、その交渉の任に当たられる方が、今議員も御指摘をなさいましたように、自民党内閣当時、閣僚はこの問題に繰り返し繰り返し現地に飛んで交渉に交渉を重ねてきたというのを考えれば、もっと交渉をするべきであつた、してはしなかったという農家、農民の方々の率直な希望というものを我々は体してそうした声明をつくつたということだと御理解をいただきたいと思ひます。

○仲村委員 それでは、十四日の時点では全体像が見えてこなかった、それでそれは満足すべきものでないという党声明を出された、こういうことでありますが、一月二十六日、この時点ではその全体像というものはもうほとんど明らかになつてくる時点で、農林水産大臣は我が国の農林行政に多大な罪を犯した、大失政を犯した、こういうふうに決議を出されているわけでありますが、その点についてどう思ひますか。

○河野国務大臣 今も申し上げましたように、農家として農業に従事しておられる方々の気持ち、そして農業に大きな影響を与えるこの問題の交渉の任に当たられる方々に対して最後まで頑張つてほしいという強い気持ちがあつたことは、議員もお感じになつておられたのではないでしようか。恐らく農業に従事する方々と接触を持つ我々議員ひとしく、この問題が農家の方々にどれだけ大きな不安を与えたかということについて

は、皆一様に感じておられたに違いないと私は思ひます。そういう気持ちを表現をするということが、その今御指摘の文言になつてあらわれたというふうには私は思ひます。

あの当時、あのことに付いて、農家の皆さんを初め関係者がよくやつたというふうにはおっしゃつておられなかったというふうには私は思ひます。

○仲村委員 当時の世論調査では、やはりウルグアイ・ラウンドの農業合意の受け入れはやむなしとする国民の支持は六五%であつたと私は見ております。ただし、細川総理は軽々にそれを押し切られた形で受け入れたのではなくて、まさに我が国の農業にとつては困難にも等しい問題である、しかし貿易立国という我が国の総合的な利益の立場からこれは避けて通れないという苦渋の決断であつたということは、河野外務大臣も、当時の自民党総裁としてよくそれはおわりのことだつたと思つておられます。そういう立場から私は、今の国益論と当時の皆さんのあの行動とは一致しない、こういうふうに思ふから、その点をただしているわけでございます。

それでは、ことしの一月二十五日に農林水産委員会に自民党から外国産牛肉輸入調整法案なるものが自民党の議員立法として提出されて、現在継続審議案件となつております。これも恐らくガット・ウルグアイ・ラウンド合意受け入れに対する当てつけの行為だと私は見ております。その自民党の畜産関係の大先生、大物の方は、当時の農林水産大臣に対しては、ああよくまとめた、よくやつてくれた、こういう言葉があつたぐらいでありますけれども、裏腹にこういう法律を提出された。そして、今それは継続案件になつてゐるわけでございます。

今回のこのWT協定に関連して、政府は関税率法の一部を改正する法律案を提出されておりますが、あの自民党案の内容とこの関税率法の改正とは全く整合性がないわけであります。これはどつちか一つをおろしてもらわないと議論のし

ようがないと私は見ております。これは両立する案件じゃないと私は見ておりますが、自民党総裁として、その議員立法に対してどういう姿勢で臨まれるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。

仲村委員の御指摘のとおり、輸入牛肉に対して議員立法として輸入調整案が出ておるわけでございます。これは御案内のとおり、自由化後に激増する輸入牛肉、国内生産量を超える輸入牛肉の増大に対して歯止めをかけるという趣旨で提案されたものと承知しております。

ただ、これは御案内のとおり、牛肉は今回の措置によって自由化されたわけではなくて、既に自由化されております。したがって、ガットの十九条のセーフガードというのが働くわけでございまして、それに徴しますと、その発動案件等についてはそれぞれ整合性を欠いておるといふ問題があるわけでございまして、これについては発議者その他についても検討中であるというふうに聞いております。

○仲村委員 これは国内生産の五〇%以上輸入牛肉が超過した場合には、現在の関税率の五〇%を七〇%まで引き上げる、こういうふうな内容になっております。今回のこの関税率法では、今の五〇%を六年間で三八・五%まで下げる。しかし、四半期ごとにおいて一七%を超す場合には、これは五〇%に戻る、こういうふうになっております。全く整合しない法律になっている。自民党の総裁として、これをどういうふうにお感じになっておりますか。

○河野国務大臣 私は、今政府の一員としてWTO協定の承認をお願いをしていくわけでございまして、自由民主党の総裁とはいえず、今議員が御指摘になりました法案の発議者の意見を、今ここで私が代弁をするというだけの資料を持ち合わせておりませんので、お許しをいただきたいと思ひます。

○仲村委員 発議者の意見を聞いていないということですが、しかし、自民党が議員立法で

提案をする以上、それなりの党内手続をとられて提出されているということでありますので、やはり最終的な責任は総裁がとらなくちゃならない問題であるからということ、私は、先ほど農林水産大臣が、これは二つは整合しない、両立しない、こういうことでありますので、早目にそれをきちんとさせていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

沖繩の古典の歌を琉歌と言っています。これは、和歌に対して琉歌という呼び方をしております。琉歌は八八六でつづられております。その歌の中に、

我が身爪でんちど人の上や知る無理すゆな
浮世情びけん

という歌がある。これはどういう意味かという、我が身をつねてみて人の痛さを知れ、人が苦渋苦難にもだえておるときには情けをかけて助けてあげなさいということを言っているわけであります。私が先ほど申し上げたような、あの細川総理の苦渋決断に対して真向こうから非難、攻撃を浴びせた自民党総裁の態度はいかかなものかな、私はこういうふうに思っているわけでございします。

先ほどから、今回のWTO協定案件に対する自民党総裁である河野外務大臣の国益論と、昨年十二月十四日の自民党のウルグアイ・ラウンド糾弾の党声明、本年一月二十六日の参議院で、憲政史上いまだかつて閣僚の問責決議案を提出されたことのない、畑農林水産大臣の問責決議、そして本年一月二十五日、自民党から提出された外国産牛肉輸入調整法案といい、自民党の野党転落のあんなりふり構わぬ非難、攻撃と行爲、そして今日、水と油以上に相入れない政治理念と政策で半世紀近くも激突を続けてきた者同士が組んで政権の座についた途端に、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意によってできたWTO協定の締結が我が国の国益に合致するという理論の矛盾は、私のような愚直な人間には解き明かすことはできません。

このことは、与党、野党を超越した国会議論の信義、威厳を保つ基本の問題であります。自民党総裁でもあり、かつまた今回のWTO協定案件提出の所管大臣である河野さんがこのような矛盾撞着な態度であれば、真剣に、そしてまじめに天下国家の議論をするむなしさを感じて仕方がありません。私なんか、どこにいてもわからないぐらゐの存在感のない小さい政治家ではあります。一寸の虫にも五分の魂、こういう気持ちでこの点を強く申し上げておきたいと思ひます。

質問を続けます。

橋本通産大臣、WTO協定締結承認案件提出所管大臣の河野外務大臣は、この協定締結は貿易立国である我が国の総合的国益に照らして極めて有意義であると提案理由でも言っております。我が国が貿易立国といつても、それは輸出もあり、輸入もある。しかし、我が国の貿易国という考え方は、主として安い原材料を輸入して付加価値の高い製品をつくり、輸出して、その利益で豊かな国民生活を維持しているということであります。それから、WTO体制の発足によって世界全体の貿易も拡大発展するわけですが、同時に、我が国の貿易量は飛躍的な発展が期待されるということだと思ひます。

橋本通産大臣は、貿易の所管大臣として、WTO協定締結をどのように評価しておられますか。

御所見を承りたいと思ひます。

○橋本通産大臣 先日来、本委員会たびたび私は同じことを申し上げてまいりました。このWTO協定というものが、従来のガット体制とは異なり、物の貿易だけではなく知的財産権やサービスまでカバーする、二十一世紀に向けての今後の国際的な経済活動の総合的な基本原則を確立するという意義を、私はここに見出しております。

そして、このWTO協定の成立によりまして、世界的な関税の引き下げあるいは貿易障壁の低減といったものを通じて、貿易自由化と貿易のルール強化というものが実現され、多角的貿易体制が維持強化されるということは、貿易立国を

進めてきた日本にとりまして、我が国の繁栄を考えますときに極めて大切なものだと考えております。

今後ともにこの中で努力をしてまいりたい、そのように考えております。

○仲村委員 ただいま橋本通産大臣は、このWTO協定を締結することは、貿易立国として生きてきた我が国の総合的な国益の面から非常に有意義である、ぜひその体制を進めるために頑張ってくださいという趣旨の御答弁であつたと私は受けとめております。

WTO体制発足は、今大臣から評価があらしまつた。これは世界全体の貿易も質量ともに発展いたしますが、特に貿易立国として我が国の貿易の拡大発展に大きな希望と期待をしております。ところが、我が国の輸出貿易が拡大発展するという問題は、現在でもアメリカを初め諸外国からの日本の貿易黒字に対する外圧は、手を変え品を変え重くのしかかっている状態であります。

WTO体制下でももろもろのルールは定められたにしても、我が国の国際競争力の強さからして、我が国の輸出貿易の拡大発展は、国際貿易市場での競争と貿易摩擦の激化を誘発する要素を多分に持っている。私は考えております。今までのようにアメリカからこれだめだ、あれだめだと言われることはWTO体制下でも起こり得るだろう。その場合に日本としてどう対応をすべきであるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○橋本通産大臣 多少言葉が過ぎればお許しをいただきたいと思ひますが、御質問者と私どもが同じ党におりまして、そして皆さんの力で生まれました党内閣の中、私は、このWTO協定に至りますプロセスの中で何回か、この将来を心配しながら、例えば海部内閣の際におきまして、閣内における議論を閣僚同士で闘わせる場面を、私が主導権をとりながら進めてまいりました。そして、さまざまな角度から我々はこれに向けての

そして、その中で議論をされてまいりました問題点は、今日も本質として変化はいたしておりません。そして、私は、WTO協定というものが、これは世界経済に今大きなプラスになるだけでなく日本にも必要なことだということを申し上げてまいりました。そして現在、我々は、経常収支の黒字の意味のある縮小というものに努めなければならない、そうした命題を負っております。そしてこれは、当然のことながら、貿易のルールが 바뀌ります中で、我が国もその規制の緩和が進められ、あるいは非関税障壁と言われましたような商慣行への是正の努力がなされております中で、当然のことながら輸入の条件も変わってまいります。

そして、細川内閣で日米關係を大人の關係という言葉のもとに決裂状態にされた、その後を我々は引き継いだわけでありますが、その經常収支の黒字の意味のある縮小というものに向けて、現内閣は減税先行の税制改革をも国会に御審議をお願いしてまいりました。

また、公共投資の基本計画そのものが、私が日米構造協議のときに大蔵大臣としてまとめたものでありますけれども、その後の経済運営の中でななお拡大の必要を認め、私どもはこれを明年度からの新たな六百三十兆円の規模の公共投資基本計画に改めております。

マクロの経済政策の運営において、我々は意味のある黒字の縮小に努力をしてみますとともに、貿易の、さまざまな批判を受けてまいりました障壁となるような規制の緩和というものにもこれから取り組んでまいります。そうした中で状況を改善していく努力を進める。当然のことであります。

○仲村委員　資源のない我が国として、先ほどから申し上げておりますように、貿易立国といつても、安い原材料を輸入して、そして付加価値をつけた商品を輸出して、その利益によって豊かな国

民生活を維持しているわけでありますので、やはり貿易立国という立場から、日本の国にとつてはこのWTO協定は大きな利益になる、そういう立場から我々もそれを支持しております。

ただ申し上げたいのは、先ほども申し上げましたが、この体制が発足をいたしますと、世界全体の貿易も拡大しますけれども、それと同時に我が国の貿易も拡大する。貿易といっても、主として我が国は輸出貿易で利益を稼いで国民の暮らしを維持しているという立場からすると、今まで以上にそういう方向が拡大される。

今アメリカからやれ経常収支の黒字がどうのこうのというような形で圧力をかけられているけれども、私がお尋ねしたいことは、このWTO体制下でアメリカが、今までみたいに手を変え品を変え、あれもだめだ、これもだめだというようなことが言える状態になるのかということをお聞きしているわけであります。ずばりお答えをいただきたいと思います。

○橋本國務大臣 このWTO協定を批准する、これは我々だけではなく、米国も今、実施法の論議をされております。そして、この中において、先般来本委員会でも御議論がしばしば出ておりますように、我々としてはその精神に反するのではなないかと思われる通商法三〇一条あるいはスーパース〇一条というものが存置されておる状況も御承知のとおりであります。

しかし同時に、従来なかった新たなルールがそれぞれの分野に出てまいります。そして、我々としてまた議論をする場も新たに生まれてくるわけであります。そして現在、日米包括協議が、私自身これに苦しみながら前政権から引き継いだ中で、その努力をいたしておりますけれども、こうした議論はこれからも続くかもしれません。いや、また議論が続くでありましょう。新たな分野で問題が発生することもあるでありましょう。しかし、その紛争処理についてのルールは、新たにこのWTO体制のもとで、より制度として整備をされていくわけでありますし、逆に、日本にとってセーフガード

等の措置もきちんとルール化されるわけでありますから、よりルールにのっとった問題の処理ができることと思います。

そして、委員は先ほどから黒字の問題に言及されますけれども、私は、WTO体制とかそうした問題よりも、むしろ、日本の貿易収支だけを議論しますならば、短期的には為替のレートの問題でありますとか、あるいは特に日本にとって影響の多いエネルギー・原油価格、あるいは世界経済の動向といった影響によるものが非常に大きいわけでありまして、やはりマクロの貯蓄・投資バランス等によって規定していく努力をこれからも続けなければならぬ、そのように考えております。

○仲村委員　今までもアメリカは保護貿易主義を

排除する姿勢でありますけれども、しかしやっていることは保護主義的な姿勢が非常に強かった。例えば、日本との貿易協議の中でも、数値目標を求めるとか、いろいろと圧力をかけてきたわけであります。私たちは、このWTO体制の発足によってそういうむちゃなことはできなくなる、そういう考え方を持っているわけですが、今大臣は、今後もそれは起こり得るというような感じの御答弁をなさっておられますが、その点については時間をかけてぜひ議論をしていきたい、また勉強もしていきたい、こういうふうに思っているわけであります。

橋本通産大臣、今、WTO協定体制の発足で我が国の一番の不安と懸念は、生産条件の不利な我が国農産物及び食料品に対する原則自由貿易の市場原理に基づく圧力であります。

我が国の貿易黒字に對してまずねらわれる分野は、生産コストの高い国内農産物、食料品に對して、安い外国農産物輸入を追ってくる攻勢が必ず起こってくると思うが、今回、關連国内法改正が行われるのでありますけれども、果たしてこれが完全な防波堤となり得るか、疑問点が心の片隅に残っております。その点、どのような御見解をお持ちか、通産大臣と農林大臣にお答えをいただきます。

○橋本國務大臣　あえて私へのお尋ねということですから申し上げますと、昨年、私もどもが野党として、細川内閣がこの農業合意を受け入れられる決断をされたということを聞きましたとき、非常に不安に駆られたことは間違いないと思います。それには幾つかの理由がございます。なぜなら、その交渉の最後の段階において、各国が皆閣僚を派遣して現地で必死の努力をしているときに、細川政権は閣僚をお送りにならうとされませんでした。全部事務方にお任せでありました。そして、我々が政府に詰め寄って、閣僚の派遣を求めて初めて、当時の羽田外務大臣が最後の日に、なつて現地に行かれましたが、時既に遅かったという事は御承知のとおりであります。

しかも、当時の政府が合意の内容として公表しましたものが、その発表が二転三転したことも御承知のとおりであります。ですから、必要以上に国内に不安を大きくしたことも間違ひがありません。

それだけに、農林水産大臣が閣内で御努力を重ねられ、現在、政府として六兆百億の、国内の農業をこの状況の中でも守り抜いていくための積み上げの努力をしてこられ、その計画を公表されたなことで、私はその御努力を多としておりますし、これによって我が国の農業が引き続き守られていくことを心から願っております。

○大河原國務大臣　お答え申し上げます。
当委員会ではしばしば申し上げておりますように、ウルグアイ・ラウンド農業合意につきましては、長い交渉の際における例外なき関税化、これに対して反対を続けたところでございますが、最終、米については特別取り扱い、その他については関税化ということになったわけでございます。
その際も、我々としても、関税相当量という高い内外価格差を引きまして、当面の急速な影響は防止できる見通しも持っておりますが、今お話しのように、逐次国際市場の影響が国内農産物市場に及ぼしてくる、その点はどう当然のことだと思われうわけでございまして、そのためには、国内農業

について力強い農業構造を樹立してこれに対応することが急がれるということで、今も通産大臣が申し上げましたように、国内対策の樹立をいうことでそれぞれの具体的な施策を盛り込んだ対策を進めようとしているところでございます。

○仲村委員 橋本通産大臣は、お尋ねもしないことをござとばかり発言をされたわけでありまして、当時政治改革法案の審議の真つ最中、そして野党自民党は政治改革よりも景気対策だ、こういうことでそれを強調されて十一月三十日に出した。衆議院は二、三日で通った。参議院に行つて、十二月十五日の夜中の十一時四十五分ごろ可決をした。大臣を全部くぎづけして、どこがジュネーブに行けという気持ちだったのかということであります。

そこで私の質問は、今関連国内法の改正が出ておりますが、この防波堤で十分ですかということをお聞きしたわけであります。農林大臣、どうぞ。

○大河原農務大臣 繰り返して申し上げましたように、関税の場合にも内外価格差を基準とした相当程度の高い関税を張る。しかも、今回お願いしております法案に明らかなように、米についてもそのミニマムアクセスについては一定の差益を徴収し、国が輸入管理をしながら行う。麦についても輸入管理をいたしまして、一定の差益をもって国内産との調整を図る。さらには、畜産振興事業団による乳製品につきましても、その関税相当料を張り、その範囲内で差益を徴収して国内の酪農、乳業に影響を与えないようにする。あるいは、生糸についても同様の制度がとられておるということでございまして、当面の影響、これは極力回避し得るような措置をとるため今回法案を提出したところでございますが、お話しのように、中長期で見ますと、先ほども申し上げましたように、国際的な農産物市場の影響が国内市場にも影響を及ぼす。それには、我が国の農業に対してがっちりした農業構造を築き上げる、それによって国際的な競争に耐えなければならぬ、そういう

う姿勢で取り組んでおるところでございます。

○仲村委員 武村大蔵大臣は、昨年十二月、細川内閣で官房長官としてガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意案受け入れを行い、さらに十二月十七日のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意関連の緊急農業農村対策本部設置に際しては副本部長に就任された立場ですが、今回のWTTO協定締結をどのように評価されますか。

また、当時の緊急対策本部の副本部長として、このWTTO協定締結によって、我が国農業、農村に及ぼす不利益と不安を解消し、自由貿易体制下で我が国農業が立ち行くための施策の万全を期す責任があると思いますが、この御決意をお尋ねいたします。

○武村農務大臣 もういろいろ関係大臣からも答弁がございましたと思いますが、ずっと戦後の歴史の中で、いわゆる鉱工業品をめぐる貿易の交渉はたくさんありました。今回のガット・ウルグアイ・ラウンドは、まさに総合的といえますが、鉱工業製品に限らず農産物が全面的に対象になりましたし、いわゆるサービス、さらには知的所有権、あるいは貿易のルールに至るまで、幅広く貿易にかかわる国際合意が実ったわけであります。数も百二十五カ国でございまして、七年半の歳月を経て、ようやく本年の四月にマラケシュで調印されることによつてこの長い困難な世界貿易に関するコンセンサスが成就を見ることができた。これは大変大きな意義がある、戦後の貿易、経済の歴史の中で画期的な出来事であるというふうに認識をまずいたしております。ぜひこのことが、今後世界経済の拡大や、文字どおり国境を越えた貿易の促進に大きな成果が上がることを期待していきたいと思っております。

当時官房長官を務めておりまして、本部の設立、第一回の会合、そしてこの事態に対する当時の政府の考え方の取りまとめ等にもかかわらせていただいたわけでありまして、細川総理の当時の発言にございまして、大変苦しい選択をさせていただいたわけではあります。それだけに、農業

にとつては異常な厳しい事態に対して真剣に目を向けていこう、そのことが万全の対策という表現につながっていたというふうに思っております。

そしてそのことが、今日この時期を迎えて、本に政府が万全の対策をとるかどうかが農業の関係者を含めて幅広く見詰められている状況だと思っております。それだけに、当時の政権にも参画をさせていただいた立場から、一層真剣にこの政府の方針を実現するために全力を尽くささせていただきたいと思っております。

○仲村委員 ぜひ今の御答弁のとおり全力を尽くして万全を期していただきたい、このように希望いたしますのであります。

政府は、昨年十二月十七日に閣議了解で決定したウルグアイ・ラウンド農業合意関連の緊急農業農村対策に基づき、去る十月二十五日、その関連対策事業費として、平成七年から平成十二年までの六年間で六兆百億円を決定した。この総事業費のうち国費を二分の一としても六年間で三兆円です。一年で平均して五千億円ということになります。そして、これは八月末の農水省の概算要求額三兆四千二百六億円の既定予算とはまさに別枠で、ウルグアイ・ラウンド対策費としての上積みとして決定されたものと一般国民、なにかんなく全国の農業者は受けとめているし、また、私たち改革としてもそのような理解をいたしております。

大蔵大臣、何回も何回も繰り返された質問だと思つたが、ウルグアイ・ラウンド農業合意緊急農業農村対策費という大義名分からいっても、そのような解釈は否定のしようもなく、逃げようにも逃げられない理屈だと思つたが、この点ははっきりと確認をしておきたいと思つた。どうぞ御答弁をお願いいたします。

○武村農務大臣 この点については再三再四申し上げた御質疑をいただいているところでございますが、私どもの考え方には変わりはありません。あくまでもこれはガット・ウルグアイ・ラウンドという、こういう日本農政にとつては大変な事態を

迎えているという状況の中で農業を転換をしていく、いわばその新しい事業をどう進めていくかというところが基本であります。あくまでもガット・ウルグアイ・ラウンド対策にかかわる新しい事業として六兆百億円という、国、地方一体ではあります、事業費を私どもは明らかにさせていたたたいたという認識であります。

既存の予算をどんどん削り取ってそつちへ振り向けるのじゃないかという見方もございまして。もちろん、予算編成全体の中で農林省とも従来の予算全体についてのさまざまな精査はさせていただかなければなりませんが、少なくとも、この新しい事業の予算を捻出するために無理をして、非常識なことをして、そしてそつちへ金を回すというようなことは考えておりません。そのことを、従来の農林水産予算に支障を来さないよう配慮をするということと政府・与党全体で合意をいたしているところでございます。

○仲村委員 新しい事業である、そして従来の農林水産省予算に支障を来さない。支障を来さないということは、既定の予算は既定の予算、こういう区別をする、線を引くという考え方だと受け取っております。

この点について大河原農林水産大臣は、去る二十三日の当委員会での質問に答えて、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意受け入れに当たつて緊急農業農村対策で示された事業は新規の事業である、よつてその中で決められた六兆百億円のうちの国費分約三兆円、つまり六年間で三兆円で、すなわち年平均して五千億円は新規の事業であるという明確にお答えになりました。その点、もう一度ひとつ武村大蔵大臣、確認をしておきたいと思つた。よろしくお願ひいたします。

（委員長退席、中川昭一委員長代理着席）
○武村農務大臣 政府・与党としては、表現は新しい事業ということで合意をいたしているところでございます。例えば園地整備等を含めた基盤整備事業がございしますが、より生産性を高めていくということか

らも圃場の区画規模を大きくして、今までは三反区画が基本でありましたが、一町ぐらゐの大きさということも念頭に置きながら、より規模の大きい、より能率の上がる効率的な農業ということ、そういうものを新しい圃場整備事業あるいは基盤整備事業というふうな位置づけしております。高生産という言い方もしております。

もちろんこれは、今回初めてスタートする事業ではありません。従来から一部希望のあるところはそういうものも認めてきました。そういう事業を今回は基本にしなからこの六兆百億を組ませていただいているというふうな御理解を賜りたいと存じます。

○仲村委員 その点について大河原農林水産大臣からもお答えをいただきたいのでありますが、十月二十五日に決定したウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策事業費の六兆百億円は、既定予算、つまり平成七年度でいえば概算要求額三兆四千二百六億円の別枠、上積みと見ていいですねという質問に対して、村山総理は非常にあやふやな、不明瞭な答弁をされた。予算に支障を来すことのないように対応すると答えられたわけですが、私は最初、非常にあやふやで不明瞭だなと勘ぐったのでありますが、しかし、よくよく考えてみると、今回の対策事業をするために従来の三兆四千二百六億円の予算を削り込んで今までの事業の執行に支障を来すことはしない、こういうことで、これはまさに新規の事業であり、別枠、上積みと見ていいですね、農林大臣。

○大河原農務大臣 先ほど大蔵大臣もお答えしたとおりでございます。新しいこの六兆百億の事業費の事業は、それなりに財政的裏づけのもとに執行するというわけでございます。その事業費の財源として従来の農林水産関係予算から削減、抑制というような措置はとらないということでございます。

○仲村委員 今、大多数の国民がWTO協定締結が我が国の利益に合致するという考え方だと思ふ。それと同時に、そのために犠牲をこうむる農

業、農村に対しては国民全体の負担でその不利益をカバーすべきであるということもまた異論のないことだと私は見ております。

ところで、その被害をこうむる農業、農村の営農継続を支援する財源をどうするかも国民の前に明確に示さなければならぬと思います。

武村大蔵大臣は、大臣就任の記者会見で財政運営に関する質問に答えて、財源対策として消費増税の増税ありきが先行してはならない、真つ先に行政改革を断行して行政経費のむだの節減を図る、こういうふうに言われた。何となくかつて女房役としてコンビを組んだ人への当てつけのようにも聞こえたが、しかし、国民からすれば、何と耳ざわりのよい話だろう、大蔵省はぜひその姿勢を貫いてほしいと思つたでしょう。

ところが出てきたものは、国民に明言したこととは逆に、行政改革の先行ではなくて、所得のあるなしに関係なく容赦なく一億二千四百万人の国民に負担を強制する消費税の五％へのアップを先行させた。

大蔵大臣、なぜ、あの大蔵就任時の国民から歓迎された行政改革ではなくて増税を先行したのか、御答弁をいただきたい。

○武村農務大臣 おかげさまで参議院で税制改革法案を通していただきまして、ほつとしてるところであります。

税制の御質問をいただいたわけですが、もちろん今もその考えには変わりはありません。政府・与党としましては目下行政改革に一番力を入れて取り組もうといたしているところであります。

ただ、行政改革は、範囲も非常に広うございます。テーマも本当にたくさんございますし、根の深い、奥行きのある課題でございますから、短期日のうちにすべての行政改革の方針を固めることは大変無理でございます。

そういう意味で、今回の税制改革におきましても新政権は、政権スタートと同時にいち早く行革プロジェクトチームもつくって意欲的にこの議

論を始めておりまして、税制改革が政府・与党で合意をされる段階では行政改革のための基本方針というものを既に決定しながら税制の方針を決めさせていただいたところでございます。

しかし、今申し上げた、数多くのテーマを具体的にその短期日に全部明らかにすることは、これは及びませんでした。時間的にも無理でございます。これは、当てつけというよりも、羽田政権においても細川政権においても行革の具体的なところまではまとめ切れなかった、かなり時間が要するというところで御理解がいただけるのではないかとと思っております。

見直し条項を置かせていただくことによって、もう既にスタートをしている行政改革、これから真剣に具体的な成果を上げるべく内閣を挙げて取り組んでいこうという決意であります。

○仲村委員 税制改革というのは、やはり二、三年越しにそんなに頻繁に行えるものではございませぬ。やはり十年スパンで、その間に想定される国民要求、そしてそれをどうして国民が負担するかというところで税制改革というものは行われなければならない。

したがって、その改革をするに当たっては、改革案をつくってそれを国民の前で少なくとも半年か一年は議論をかけてそれを決定するという手順でなければならぬ、こういうふうに思います。

けれども、今回は、ある意味で不意打ち的な消費税の二％アップ、そしてその二％アップは福祉財源に充てられるものではなくて、大体私が見て減税財源に充当する形になるのではないかと、こういうような感じを持っているわけですが、今回、この十月二十五日に六兆百億円をお決めになられた、当然今回の税制改革の中でこの分の財源対策としての計画は入っていると私たちは見ておりますが、その件について大蔵大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○武村農務大臣 今回の六兆百億円の対策費につきましては、六年間にわたりまして予算編成の中で組ませていただくわけでありまして、ざつと半分

は地方財政でございますが、その年度ごとに財政状況を勘案しながら、この事業の消化に全力を挙げさせていただく決意でございます。あらかじめどういふ財源を充てるかということも予定しているわけではございません。その年度年度の財政状況を見ながら、適時適切に対処をさせていただきたいという考えでございます。

今御指摘の今回の税制改革の二％消費増税を上げさせていただく、このフレームの中にはこうした予算を想定はいたしております。あくまでも今回は、御指摘がありましたように、減税、そして三年間の景気対策としての減税のつなぎ国債の償還、そしてそれでも五千億の余裕を見つけないことができまして、これを優先的に福祉に充当させていただくということを基本的なフレームにいたしているところでございます。

公共事業、農業を含めた公共事業全般に充当するだけの余裕はこの五％の消費増税のフレームの中には見出すことはできません。

○仲村委員 先ほど申し上げましたが、国民に税負担の増加を求める税制改革は、そう簡単に二、三年越しに頻繁に何回も何回も実施されるべきものではない。少なくとも十年スパンで、その間に予想される国民的要求の総支出をどのように国民が負担するかでなければならぬ。特に今回の税制改革は、急激に進行する少子・高齢化社会の福祉対策費をどのように国民全体が支え合っていくか、そういう改革であるべきだと思ふ。

しかし、今回の税制改革は、私に言わせれば、所得のあるなしにかかわらず一億二千四百万人の国民に強制する消費増税の二％アップ、それは中間所得層の減税財源に引き当てようとするものであるというふうには私は見ております。何らこれからの四、五年あるいは十年以内に必然的に発生する国民的、社会的支出に引き当てられようとするものであると思っております。

したがって、今大蔵大臣はお答えがございましたが、今の六兆百億円のうちの国費の三兆円、これについての財源は予定しておりませんというこ

とになりますと、もし財源の裏づけが示されないということであれば、十月二十五日の緊急対策本部として発表されたウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策事業費の六兆百億円は、空手形を発行してWTO協定の締結を国会に迫っているようなものではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○武村国務大臣 おっしゃるような空手形になるようなことは絶対あつてはなりませんし、それはいたしません。はっきり申し上げておきます。

私が予定しておりますと申し上げたのは、今回の二％の消費税アップのフレームの中では、農業対策に回す財源を予定はいたしておりません。残念ながらそこまで余裕はありませんでしたというのを申し上げたわけでありました。

○仲村委員 私が先ほどから申し上げておりますのは、昨年十二月十四日にガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を受け入れて、そして十七日に、このためにはやはりアフターケアをしなくちゃならない、国内対策をしなればならないという立場から緊急農業農村対策本部が設置されて、それが練り上げられて、そして十月の四日に骨子が報告されて、そして二十五日にはその事業費の発表がなされた。

これはもう当然この一年間かけて事業費としての支出が予定されている経費であつたわけでありまして、今回の税制改革でそれが予定されてないということになりますと、まさに、ではどうしてこれを生み出すかという問題はこれからということになりますので、先の見えない、まさにあやふやな事業費であるというふうに言わざるを得ません。その点はしかとひとつ国民に約束をしたことが守られるように、私は大蔵大臣に強くこれは注文をつけておきたいと思ひます。

武村大蔵大臣に先ほど、大臣就任時に増税ありきの先行でなく行政改革が先だと言われた、しかし、出てきたものは税制改革が先で行政改革はまだこれからというような話であります。殊のほか行政改革に熱心なさがけの代表の武村大蔵

大臣、そして行革所管の山口総務庁長官にお尋ねをいたします。

村山内閣の行革の作業として、政府が今何をやり、そして自社さがけ連立与党のプロジェクトチームがどういう作業を進めて、それをいつまでに目に見えるような形で国民の前に明らかになさるおつもりか、その点をひとつお尋ねいたします。

○山口国務大臣 お答えいたします。

行政改革は簡素にして効率的な政府を目指すために全力を挙げて取り組む課題であると思ひますし、また、村山総理はしばしば、村山内閣の最大の政治課題である、かように申しているわけでございます。その趣旨を踏まえて取り組んでいるところであります。

具体的に申し上げますならば、まず第一は、規制緩和の問題であります。これにつきましては、専門委員の方々をも委嘱いたしまして検討委員会を本日発足をさせました。民間の皆さん方の御意見も十分踏まえつつ、また、行革推進本部におきまして内外からの意見も聴取をいたしまして、本年度内に五カ年間の規制緩和推進計画を策定するというスケジュールで今取り組んでおります。

また、特殊法人の問題につきましては、本日までに、各省庁におきまして関係する特殊法人の見直しについて点検を行っていただきまして、その中間報告を出していただくことになっております。その上で、来る来年の二月十日までに具体的な整理統合、統廃合等の具体的な問題についてこれまた報告をいただくことになっております。したがって、特殊法人の整理合理化、見直しにつきましては、本年度内に具体的にそれを決定をいたしたいということで努力を進めている次第であります。

なお、地方分権の問題にしましては、今地方分権部会におきまして、大綱方針の策定に向かつて作業をいたしております。地方制度調査会の答申もございました。また、地方六団体の意見も承っております。こういったものを総合いたしま

して、分権大綱を年内に策定をいたしまして、明年の通常国会に地方分権に関する基本的な法律を御提案申し上げたいということで作業を進めております。

さらに、情報公開につきましては、今国会において成立をいただきました行革委員会におきまして、二年間の間に情報公開に対する法制化の御議論を進めていただきまして、速やかに情報公開法を制定したいということで今進めておる。

以上、現在取り組んでおります行革についてのスケジュールを申し上げます。

○仲村委員 私が聞くとところによりますと、皆さんの自社さがけ与党のプロジェクトチームは、各省庁の特殊法人あるいはどの部分が改廃の対象になり得るのかというようなヒアリングをしているということをお聞いておりますが、その中で非常に気になるのは、農林水産省が非常にターゲットにされているというような感じがするわけであり

ます。

今回皆さんの法改正の中で、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、そして畜産振興事業団の位置づけあるいはまた蚕糸砂糖類価格安定事業団の位置づけ、これが重要な役割を果たしていくことが書かれております。しばしばこれが行革の対象になっておったとよく聞かされる。よもやそういうことはないでしょうね、農林水産大臣。

○大河原国務大臣 ただいまも総務庁長官からお話ございましたように、特殊法人については例外なくそれぞれの主体についての検討が進められておるわけでございます。それは、その果たしている機能が既にもう必要ないのではないかとか、あるいは他の形態による事業の実施が可能ではないとか、各般の視点からの検討が行われておるところでございます。

今お話しした具体的な当省関係の二事業団につきましても、その機能なり等々を検討し、他の形態によつてそれが行い得るかどうかというような点

も検討しておりますけれども、特に今も御指摘ございましたように、このWTO協定の農業協定の受け入れに伴います国境措置の問題と関連して新たな機能が加わってくるわけでございます。その点も十分に考慮しながら最終の結論を尽くさなければならぬと思ひます。

○仲村委員 今名前を挙げましたが、それはその対象にならないように、ちぐはぐにならぬようにひとつお願いをしたい、こういうことで念を押したつもりであります。

大河原農林水産大臣にお尋ねをいたします。

先ほどから、各大臣から、WTO協定を我が国が締結することは我が国の利益に合致する、そして国民生活の向上発展に多大の利益をもたらすことから極めて有意義であるというふうに強調されているわけでありまして、農林水産大臣は、このWTO、そしてみずから提案をされております四法案についてどのようなお感じを持っておりますか、また、この委員会、国会に対してどういふことを希望されているか、御所感を承りたいと思ひます。

○大河原国務大臣 WTO協定のうちの農業協定は我が国農業に対して相当厳しい面を持っております。ということは、私も農政所管の大臣として受けとめておりますが、全体としては、先ほど外務大臣あるいは大蔵大臣が申し上げましたとおり、多角的自由貿易体制の推進、国際的な信義の問題等々からやはりこれを第一義的に、農業協定については、交渉の過程で得たものも足場にしながら、さらに国内対策を充実して進めなければならぬというわけでございます。協定そのものの並びに実施法案についての成立を強く希望しております。

○仲村委員 大河原農林水産大臣としては、農林水産行政の所管大臣として、今回のガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意について必ずしも満足するものでない、それはもうみんなひとしくそういうふうに考えておりますが、しかし、やはり我が国の総合的な利益、国民の生産からして農業

の生産高というのは大体十一兆円というふうにお述べになりましたが、それは約二〇％程度のものですが、しかし、国の経済というものは、どんなに小さいものであってもそのトータルで維持されていることでありますので、もしそのわずかな部分であってもマイナスを受けるということであれば、国民全体でそれは支援をしていくということには私は当然のことだ、政治の役割だと思っているわけでありませう。

ただ、このWTO協定に我が国が加盟するとう前提は、いわゆる昨年十二月のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れであり、本年四月のマラケシュ閣僚会議で署名をしたことにはかなりません。

しかし、昨年十二月の農業合意受け入れに對して、あなたは、本年一月二十六日参議院において、憲政史上初めてだと言われる閣僚の問責決議案を当時の畑農林水産大臣に突きつけた。畑大臣は我が国農政史上取り返しのつかない大失策、そして大失態を犯したので、速やかな退陣を要求すると書いてあります。

先ほどのWTO協定締結に対する評価とあの当時の行動には大きな矛盾を感じて、ただただ情けないと言っておくは言葉を選ぶことができません。畑大臣だって我が国の利益を守り我が国の農業を守る気持ちは人一倍強い情熱をお持ちの方だと私は思っております。

大河原農林大臣、同じ農林水産行政に携わる立場として、当時の行動についてのどのようなお気持ちををお持ちか、大臣の率直な真情を吐露していただきたいと思います。

○大河原農林大臣 お答え申し上げますが、先ほども外務大臣から申し上げたとおり、最終段階における農業協定については、折衝のあり方なりあるいはその協定の中身等についてはいろいろ問題があり、特に農家の不安なり不信は大変なものでございました。その気持ちを代弁して私どもとしてはあのような立場に立つたわけでございますが、るる今もお話がありましたように、世界の

中の日本で、日本の中の日本農業でございまして、全体の立場から見ますと、やはり農業協定は、これに対する悪影響防止の対策を講じることがぜひ必要であるけれども、全体としては受け入れざるを得ないというような考え方に立つておるわけでございます。

○仲村委員 大河原農林大臣、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意閣連対策として緊急農業農村対策本部は、去る十月二十五日、総事業費六兆百億円を決定いたしました。この数字は農水省現場からの要求どおりということか、それとも相当切り込まれたということなのか、その最終決定の評価についてお伺いをいたしたいと思います。

○大河原農林大臣 今回の国内対策に伴う事業費の問題でございしますが、財政当局との折衝におきましては、基幹となるそれぞれの事業についての事業量を積み上げまして、それぞれの事業は重点かつ加速的に行うべき事業でございしますが、それをそれぞれ突き合わせまして、その結果でその調整をしたものでございませう。

通常の予算のように概算要求を一本に絞って総まとめにして、それに基づいて要求をいたして、それに対して査定が行われるということではなくて、農林省とそれから大蔵省それぞれ事業の施策の中身、事業量を持ち寄って調整した結果でございまして、要求、査定という過程をとったものではございませう。

○仲村委員 私たちは十月二十日に総理、大蔵大臣、農林大臣にそれぞれこの対策費の万全を期されるよう申し入れをいたしたところでございませう。そして、役所からはその都度中間報告を聞いたところでございませうが、十月二十三日まで三兆幾らであったものが十月二十五日突然六兆百億円に決まった。我々は、その数字は一体どこから出てきたものか、非常に理解できない面もあったと思ひます。

先ほどから大蔵大臣とやりとりの中で、この六兆百億円が農水省既定予算の別枠、上積みか、それとも既定予算と境目のないものかの議論をして

まいりました。私は、緊急対策としての言葉のつく事業である以上、既定予算の範疇に入らない分野を緊急対策で補完するということから、予算の面では当然上積み、別枠という基本認識が妥当だと思ひます。また、大河原農林大臣も、既定予算に支障を来さない新しい事業のための予算であると繰り返し答弁してこられた。特に、農水省の平成七年度予算の八月末の概算要求額三兆四千二百六億円の決定時点まではウルグアイ・ラウンド対策は後回しだということの認識、暗黙の了解事項であったと思ひます。

大河原大臣、概算要求の三兆四千二百六億は既定予算として、削り込みとかあるいは上乗せとか、それは増減は幾らかあるかもしれませんが、しかし、ウルグアイ・ラウンド農業合意緊急対策事業費は、新しい事業としての予算が別に上積みして措置されると見ていいですね。

○大河原農林大臣 これは大蔵大臣も申し上げましたように、新しい事業だということ、それを前提とした予算措置がなされる、これは当然のことだと思ひます。

○仲村委員 そのような形で期待をいたしておりますので、ぜひそのような形で予算編成を勝ち取っていただきたい、こういうふうに思っております。新食糧需給価格安定法についてお尋ねいたします。

現行の食糧制度では流通の主体は政府管理米であるという基本的枠組みが大きく変わ、米の流通は自主流通米が主体となり、今後は政府は主として米の需給と価格の安定のための生産調整と備蓄の運営に専らしていくことであるので、この制度改革によって大きく食糧庁の業務量が縮小され、まさに行革のお手本とも言うべき大改革と言わざるを得ません。それによって食糧庁が大幅に身軽な状態になると思ひますが、現在の職員何人体制が新制度導入後何人体制でいけばよいのか、農林大臣と総務庁長官からその点の御答弁をお願いしたいと思います。

○大河原農林大臣 新しい食糧管理方式におきましては今委員お話しのとおりでございまして、民間流通である自主流通米を主体として流通するわけでございますが、一方では、現行の食糧制度と同じように需給と価格の安定、供給の安定という方式を確立するために的確な需給見通しあるいは基本計画を樹立して、そのもとにおける安定した供給を確保する。さらには備蓄の適切な運営、さらには計画流通制度によって消費者が必要とする米の円滑な供給を図る等々それぞれまた、全量管理からシフトするわけでございますが、それなりの業務があるわけでございますが、それらの業務についてはこれからそれぞれの業務を積み上げて、いかなる組織になるか、あるいは定員にするかという点について検討したいと思ひます。

もちろん、行革等の大きな要請等もあることも十分心得て対応したいと思ひます。今直ちに、いかなる組織でいかなる定員で等については検討中でございますが、結論は出ておりません。

○山口國務大臣 お答えいたします。まだ総務庁の方に農水省から具体的なお話は参っておりません。ただいま大河原農林大臣からお答えありましたように、農水省におきまして今検討中ということだろうと思ひます。

農水省からお話がありますならば、総務庁としては十分相談に応じまして対応をいたしたいと考えております次第であります。

○仲村委員 今まで全量管理であったものが、その主体は自主流通米でいく。政府の管理するのは備蓄を中心とした百五十万トンを中心に管理をしていく。政府が関与する業務量というのはこれはもう大幅に縮小される。だから私は今回の制度改革で、当然一緒にその計画案、法律は、まあ行革はまだ先かもしませんが、こういう形になりま

すぐらいの説明はできるように、その議論にたえ得る状態をつくり上げておくべきであったのじゃないかな、こういうふうに思ひます。ただ、これはこれから検討しますということ

ありますので、これはもうだれが見ても、これだけの今までの業務量がこういう一部に縮小されるということであれば、この一万五千人の人が相変わらずそれに従事するということは、国民の負担の面から許される話ではないと思いますので、真剣にひとつその計画をつくっていただきたいと思っております。

次に、生産調整について、生産者の自主的判断を尊重し、強制感を伴う生産調整措置は廃止するということが、このことは、今後ほど記録的な異常気象、例えば去年みたいな大凶作、それでまた、これは作況一〇九という大豊作、そういうことがない限り自動的にその需給の調整は維持できる、こういうふうな考え方から今の、自主判断に任せる、そして強制感を伴う生産調整はしない、こういう考え方に変わったわけですか。

○大河原農務大臣 お答え申し上げます。

委員のお言葉にもいみじくも出てまいりましたが、全体需給の調整がやはり需給なり価格の安定に必要でございます。それを前提といたしまして、それぞれの生産者の方に生産調整をやっていたら、そういうことでございしますが、その場合に生産者なりあるいは地域の実情の御意見を酌み取ってやるということでございまして、その実効性の確保のためには、備蓄に必要な政府米を買い入れるとか、あるいは特別の助成金を出すとか、あるいは生産調整に非常に多様な方式をとりまして、生産者自身で生産調整が円滑に行われるような方式を考えていきたい、さように思っております。

○仲村委員 生産調整はやらないわけじゃなくて、生産調整に協力をする人から備蓄用米を買い上げる、そして、そのかわり生産調整助成金を出す、こういうことになりまして、米の生産者米価は別に決めるけれども、生産調整助成金を出した分は備蓄米を買うための一つの負担になるわけでありまして。

備蓄米の目標数量百五十万トンということでありますが、これだけの備蓄管理に次のような経費や負担や差損が発生すると私は予想しております。

私の試算では、百五十万トンの金利倉敷料、トントン当たり二万円とすると、百五十万トン、三百億円。販売差損、これは買い入れのときは、今の六十キロ当たり一万六千幾らかをトんに直しますと約二十七万円になります。そうすると、その二十七万円で買い入れたものを一年間倉に寝かしておいたものを一年後に売るとなると、これは、たとえ食糧として売るとしても、相当値下げしないと売れない。大体トントン当たり四万円の差損金が出るというふうにして、百万トン、四百億円になります。そして、加工用にもし回す場合には、それはもう二十万円近くの差損が出てくると思います。その百五十万トンのうち五十万トンを加工用に回したとすると、それで一千億円。そして、プラス生産調整助成金、こうなりますと、この備蓄のための経費が約二千億円ぐらいかかるわけでありまして。

これは備蓄の必要というのが、五年に一回、十年に一回あるかないか、まあ掛け捨ての保険料を掛けるみたいで、国民全体でそれは負担すればいいということになりますけれども、それはミニマムアクセスの輸入米の売買差益金で引き当てる。それで、それは食糧管理特別会計法の改正によるとされておりますが、食糧法が廃止されても食糧管理特別会計はそのまま残るわけですか。

○大河原農務大臣 政府米の買い入れ等も備蓄用であるわけでございまして、その他を通じて食糧管理特別会計は当然存続するわけでございまして、それでございます。あそここの規定に、ミニマムアクセスの差益は備蓄経費に充当するということがはっきりしておるわけでございまして。

なお、備蓄経費については、いろいろの前提を置かれます金額のお話ございましたが、現在のところは、もうとにかく備蓄米からの差益と、あとは必要であれば一般会計からお願いする、そういう建前でございます。

○仲村委員 本会議があるようでございますので、あと一分で終わります。

大河原農務大臣、私はどうしても気になっ

てしようがありません。それは農林水産大臣のために再度申し上げておきたいと思えます。

平成五年度に決定した、平成五年度から平成十四年度までの第四次土地改良十カ年計画は、十カ年間で四十一兆円の事業が決定されています。これは年間平均四兆円の事業として決定されています。しかし、この既決の長期計画事業をウルクアイ・ラウンド関連対策事業に看板のかけかえをされて、はい、これがウルクアイ・ラウンド対策です。すなわち、あくまでもウルクアイ・ラウンド対策に関する事業と予算は、既定予算と既決事業とは別の新規の事業である、新規の予算であるということを確認をして、私の質問を終わりたいと思えます。どうぞひとつ御答弁ください。

○大河原農務大臣 国内対策の農業農村基盤整備事業も、新しい高生産性基盤整備事業等を中心にして、その重点かつ加速的な事業を行う、そういうつもりでございまして、御懸念はないと思えます。

○仲村委員 どうもありがとうございました。

○中川(昭)委員長代理 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。草川昭三君。

○草川委員 草川であります。

今さら指摘をするまでもありませんけれども、WTOの人事問題について、まず外務大臣にお伺いをしたいと思います。

このWTOは、これからの自由貿易体制を方向づけるわけでありまして、紛争処理の舞台ともなる重要な国際機関であるわけです。本来ならば我が国としても閣僚級の事務局長に立候補すべきである、各委員の方からもそのような御発言があっ

たと思うのですけれども、いろいろと、かつての大河原さんのような方がおみえになれば、まさしく適任ではないだろうかと思うのでありますけれども、また諸情勢を考えれば、これが非常に困難であるということも何となく我々にうかがえるところでございまして。

現在の候補者をそれなりに伺ってまいりますと、イタリアのルッジョ・ロ元貿易相、あるいはまたメキシコの大統領をされたサリナス、あるいは韓国の資源部の長官、金さん、こういうような方々等々が何か名前がちらほらと出ておるようであります。

そこで私は、本来は今申し上げたように日本が積極的に参加すべきだと思っておりますが、日本もいろいろと国際的なかなりの批判も受けておるわけでありまして、仲介の労をとるという大役というのはいささか、私もこういう立場にありながらなかなか言えない点もあるわけでございしますが、たまたま私も日韓議員連盟の副会長でございまして、かかる立場からも、この際、金候補を推したらどうかろう、こんな提言をひとつしてみたいと思っておりますが、外務大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○河野農務大臣 何度かこの委員会でもお答えを申し上げましたが、WTOの事務局長というのは非常に重要な役目でございます。世界貿易の中でかなり大きなウェイトを占めます我が国が、この事務局長に関心を持つのは当然だと思います。

私も、御指摘のように韓国が金浩壽氏を候補者として擁立をして、日本に対してもこれを支持してほしいというお申し出がございました。御承知のとおり、金氏は国際舞台での経験も十分ある見識の高い人物というふうに我々も聞いておりますし、何度か私もお目にかかって、大変立派な方とお見受けいたしました。そこで、我が国としては、我が国の事務局長に対する関心は関心として、この際は金氏の支持に回ることが適当であろうというふうに態度を決めているところでござい

ます。

今、ちよつと長くなつて恐縮ですが、先生御指摘のとおり、イタリアのルッジョロ氏、メキシコのサリナス氏と三つともえというところのようでございます。実は南米にもう一人、リクベロという候補者がおられましたが、この方が辞退をして、その関係で割合とサリナス氏に支持が一つに集まつてきて有力だという説もございまして、それと、また他方、いやいや三人はおおむね同じような勢力、拮抗しておるという情報もございまして、いづれにせよ、一月一日、WTOがスタートをするということになれば、もうその話が煮詰まつてこなければなりません。もちろん、この話の結論が出なければ、ガットの事務局長がそのまゝしばらくやつていけばいいじゃないかという意見もございまして、やはりスタート時点には新しい事務局長がさつと登場するということですが、インパクトをより強くするという意味で私も、インパクトをより強く思つていて、ところでございまして、韓国にも何度が、我が方としては金詰弄氏を推す、この我が方の決定は変更はしないということを伝えております。

強いて言えば、こうした候補者を出してありますだけに、韓国はWTO協定の国内手続を早急に進められることが望ましいという気持ちもしいではないわけですが、それはそれとして、我が方の事務局長人事に対する方針は申し上げたとおり。さらにその際、我が方としては、事務局長以外の人事に関心ありということをお知らせして韓国にお伝えをしております。○草川委員 ぜひ金韓国商工資源部の長官の推薦を実現したいものだと思いますし、今外務大臣が御答弁になりましたように、実質的には事務局次長、大変大きな役割を果たすわけでございまして、その事務局次長に我が方が有力な配置ができるように、お互いに連携をしながら進めていっていただきたいことをこの際申し上げておきたい、こういうふうに思います。

以上で外務省関係は終わります。

二番目に、いよいよこれで米市場が部分開放になるわけでありまして、いづれにしても本格的な国際化競争を迎えることになるわけでありまして、いよいよ荒波を乗り切つて、国際競争力のある強い農業を育てる必要は言うまでもないわけでありまして、それは、今回も政府の方からも提言をしていますが、農家の創意工夫を引き出し、それを支援することが必要だと思つておるわけですね。だから中身が必要なんです。

ところが、往々にして、一年間一兆円ですよ、六兆円取りましたよという、政治の場で幾ら、物取り合戦と言つて批判がありますが、そういう言い方で農民に訴へても、少なくとも農民、特に後継者となるべき若い人たちは納得しないんですよ。一体我々の意欲をどうしてくれるんだ、さまたまな制限を外してもらいたい、自由に競争させてもらいたい、こういう要望も強いわけでありまして、その中で、ここ数年来ずっと実は、全農なり農協がいよいよ購買事業をやつておるわけでありまして、購入する資材が高過ぎるという問題を私は取り上げておるわけでありまして、きょうは余り長々と申し上げませんが、ひとつ化学肥料に絞つて問題提起をしたいと思つておりますけれども、例えば一番ポピュラーな肥料として使われる、いわゆる硫酸というものの内外価格差というものを取り上げてみたいと思つておるわけなんです。この内外価格差というのは、ちよつと誤解があるといけませんけれども、日本のメーカーでつくつた硫酸が輸出をされる値段と、それから日本でつくつたそのメーカーが国内で売る値段の乖離がひど過ぎるじゃないかということをお話しているわけでありまして、

まず、これは私は数字を持っておりますけれども、農林省の方から最近の硫酸についての国内価格と輸出価格について答弁を願いたい、こう思います。

○日出政府委員 硫酸の国内価格と輸出価格の関係でございますが、先生も御案内のとおり、この取引条件がかなり違つておるわけでございます。

例えば、ばらか袋詰めか、あるいは工場からどのところで引き渡しをするのか、こういった条件等が違ひますので、なかなか輸出物と国内物と単純に比較はできないわけでございますが、一般的に取引条件で見ますと、国内でのメーカーから全農への売り渡し価格、これは二十キロ袋で農協の最寄りの駅渡し価格でございますが、最近一年で約二万四千円、それから輸出価格につきましては、ばらでのFOB価格でございますが、これはトン当たり八千三百円ということになっておるわけでございます。

ただ、この価格差がございまして、今申し上げましたように、条件がかなり違つておるわけでございます。例えば、二十キロ袋に詰め直しますと運賃がトン当たり約五千円、大体二十キロ袋でございますと百円でございますが、あるいは包装費もトン当たり約五千円等の料金が加わるわけでございます。そういう意味で、先ほど申し上げました約四割の価格差がございまして、FOB価格と国内価格との価格差は小さくなりまして、大体二割ぐらいの差になるであろうというふうに見えておるわけでございます。ただ、これもまたさらに国内向けは、ふるいを通しました品質のよい粒状品で、そのまままけるという状態でございますが、輸出向けの方は粒状と粉状の混合したものということで、品質が悪うございまして、

こういったことを考えますと、今実は輸出向けの硫酸と同じものを国内で売つております値段が約二割引きでございます。そういう意味では、私どもは、この二つの価格につきましては、それほど大きな差はないのではないかとこのように見ているわけでございます。

○草川委員 実は、この議論はここ四年ぐらいやつておるんです、私と農林省と。それで、本来は通産省も呼んで、通産省の方の資料も得て議論をしたいと思つておるんですが、きょうは同じことの繰り返しになりますので……。今局長の答弁は、確かに三倍の違いがあるんだ、外国に売るものの方が安くて、日本の方が三倍高いんですよという、アバウトな話ですけれども、しかし包装代、袋の費用がかつていますよ、レール渡しというのですが、輸送費もかかっているから一概に言えませんが、合わせるならばほとんど変わりがないということをやつておるんですが、それは実は安くて使いやすいものを日本の国内に提供すればいいのです。逆に言うならば、日本の工場渡しのところで、全農が海外の輸出品と同じように裸で買えば三分の一の値段になるわけなんです、今の言葉をかえて言えれば、ばらばらの粉がいいのか粒状がいいのか。粒の方がまきやすいことは事実なんです。しかし、ばらばらというのか、粉でまいた方が肥料の効果が悪くという証明は何もないのです。今品質が悪いということをやつたので、これは通産省を呼んでおいた方がよかつたな、こう思つておるんですが、通産省をもし呼んでいたら、中身は同じですよということをやつたんですよ、答弁では。

ですから、ここはぜひ農民の方が一番期待をしやすい、じゃ粒状ならば三倍高い、ばらばらの粉ならば三分の一安い肥料なら、だれだつて農民は安い方の肥料を買いますよ、三倍の値段の違いがあるんだから。ここを私はずっとやつておるんですよ。やつておるんだけれども、依然として今のような答弁の繰り返しになっておるので、これは農林大臣、もう私、田名部さんが農林大臣のときにもこのようにお話を申し上げたのです。それで、渡辺先生が外務大臣になられたときにも私の質問したら、渡辺先生、後で来て、君の質問、非常によかったと褒められたのですよ。先生、外務大臣じゃなく農林大臣のときに褒めてくださったんですよと私言つたことがあるんですよ。

これは恐らく農林省も、もう私三年なり四年なり同じ議論をしていてから十分承知をしておりますから、どうかひとつ本気で農民に安い肥料を与えるように、全農なり農協なり単位農協なり経済連は努力をしなさいということを言いたいんです。ここはどうしても私は自由化に向けて、きょうは肥料の話だけ、硫酸だけに絞りますが、尿素

だとか塩安だとか高度化はもう今余り国内でも使っておりませんので、数字の比較はやめませんが、段ボールも同じことなんです。段ボールも同じようなことをやっているんです。

しかも、非常に悪いのは、メーカーもなかなか言わないのですけれども、メーカーの全農に対する出荷と一般商系に対する出荷は値段が違うわけですよ。商系の方は買いたくわけですから安い。全農の方が高いものを購入しますから、全農はばかばかしいからメーカーからリベートを要求するわけです。このリベートの文言は、一応宣伝広告費分として全農に応分のものをメーカーは提供しますよ、こういうことになっているのです。これはもう間違いない事実なんです。そのお金が、これまた毎年申し上げますが、全農の雑収入の中に百億を超す金額になっておるわけであります。

ちなみに、お聞きをすると、これは農林省に答えていただいているのですが、事業雑収入、平成四年度と平成五年度、平成四年度が百十五億三千百万円、平成五年度が百二十億三千六百万円、これ間違いないかどうか、お伺いしたいと思います。

○東政府委員 ただいまの先生の数字でございしますが、平成四年度事業年度、全農の今の事業雑収入百十五億、間違いないでございせん。それから平成五年度事業年度百二十億、間違いないでございせん。

○草川委員 全農も総売り上げが七兆三千億ですから、もう大商社なんです。だから、もう協同組合という段階ではないわけです、機構がひとり歩きをしておりますから。

だから、本来は農民に還元する費用だと言っているのですよ、この百億は。それで私毎回言っているのですが、これがだんだんふえてきているのです。それは全農にしてみればわずかに百億、こう言うわけですよ。そのかわり教育費用とかPR費用とかいろいろなところに使っているからいいじゃないですか、農民全体のために使っているからいいです、こういう答弁なんです。私

は、そこに今日の全農の体質がある。これを自由なものにして、それで経済連も開放する、単位農協がお互いに競争し合う、それで好きな段ボールを買う、そして好きな肥料を買う、そして自分たちで設計をする、この土地にはこういう肥料がいよいよ、営農をする、そして大規模農業になればなるほど手取りの肥料は安いものが購入することができ。くさびを外してあげることが私は大切だと思ふし、それを一生懸命やらなければいかぬと思ふわけであります。

そこで、このことをくどくどと申し上げてはあれでございまして、ここでひとつ公取さんに大変恐縮ですがお伺いをしたいわけでありまして、今私が触れましたように、全農が供給する段ボール箱あるいは肥料などの資材の価格とメーカーが直接販売している価格には、かなりの価格差が見られます。今申し上げたように三倍ぐらい。段ボールでいうならば、農家が百五十円ぐらいのミカン箱を、今百二、三十円ですと下がっておりますけれども、これはメーカー段階では六十円ぐらいで今出荷していますから。

そういう非常に非常に価格に差が見られますけれども、それにもかかわらず、これらのメーカーが直接需要者であるところの単位農協や農家に売り込むことは非常に困難になっておるといのが現状であります。例えば、単位農協が直接段ボール会社から段ボールを買うというわけにはいかなくなっているのです。経済連を通さなければだめだ。あるいは出荷しようと思つたて出荷してくれないわけですから、指定された段ボールでないと。

そういう意味での差もあるわけでありましてけれども、要するに、直接需要者である単位農協や農家に売り込むことが困難であるという実態があります。もし全農がこれを阻止しているとするならば、私は独禁法上問題があるのではないかと、こう思うのですが、公取の意見をお伺いしたいと思います。

○小粥政府委員 お答えを申し上げます。

まず、ただいまの御質問にお答えをする前提として、御案内のところでありまして、単位農協も、独占禁止法第二十四条は、農業協同組合等の協同組合の行為に對しては、原則として独占禁止法の適用除外をしております。その旨の規定があるわけでありまして、ただ、例外といたしまして、不正な取引方法を用いる場合等におきましては、この限りではない、こういう規定がございまして、したがって、ただいまのお尋ねで、農業協同組合、あるいはその連合会である全農の行為でありまして、もしそれが不正な取引方法に當たる行為、これであれば、当然独占禁止法の適用があるわけでございます。

したがって、もし御質問で御指摘がありまして、そのような行為が実際に行われるということでありまして、これは協同組合の連合会である全農が、取引先である資材メーカーに対してその事業活動を不当に拘束する条件をつけて取引をする、こういうことになりましたので、これは私も規定をしておりますが、不正な取引方法の一つの形態ということに当たろうかと存じます。

したがって、仮にこのような事実があるとしても、独占禁止法に違反するわけでありまして、そのような場合には、もちろん私も私どもとして法律上の問題として厳正に対処する、こういうことになろうかと思ひます。

○草川委員 ぜひ、今公取の答弁にありましたように、そういう独禁法違反のないように、自由に行動ができるように縛りを解いていただきたい、こういうことを強く要望しておきたいと思ふのです。

それから、最近、今回の六兆百億の対象に全然なっていない問題の一つ取り上げてみたいと思ふのです。農林大臣には後から一括して御答弁願いたいと思ふのですが、実はウルグアイ・ラウンドの農業合意の受け入れに伴って、当然輸入食料品の増加が見込まれます。これは当然のことだと思ふのです。こうした中で、いわゆる価格破壊と称するものが大変市中にあるわけでありまして、

消費者にとつてはこれは大歓迎のこととございまして、この価格破壊の流れが生鮮食料品にも及んでおるわけでありまして、一体そのしわがどこに寄せられているかというところ、それは川下から川上に今しわが寄つておるに、卸売市場に及んでおるわけですから。あるいは仲買に及んでおるわけですから。卸売市場と仲買というのは大体自民党の支持団体ですよ、これは。私どもが言う筋合いのものじゃないのですけれども、そこが今一番泣いているわけですよ。

具体的に言いますと、バナナがそうなんです。バナナというのは、農林大臣、今一房幾らですか。本当はきよう持つてきて幾らかとお聞きしようと思つていたのですが、一房今百円を割っているのです。今まで大体三百円、四百円、五百円だったのです。

これはちよつと理屈を言いますと、南米の方、ベネズエラあたりから東欧へ随分出ていたのですが、東欧の方の需要が少なくなつたものですが、今大量に日本に入り込んできているのです。それで、船積みで来て、少なくとも港渡しでどういう状況が起きているかというところ、もう日本では売れませんか、今価格破壊の目玉になっているのです。スーパードももう百円を割る。それで、とにかく船で来たのを陸揚げしなきゃいけませんから、どうなっているかというところ、捨てているのですよ、バナナを、ばんばんばんばん、産業廃棄物で。これはもったいない話ですよ。それで一定のものが今スーパーの方に流れているのですが、私は流通市場というのはそういう意味では今非常に混乱をしておると思ふのですが、どのように今この点を把握しておみえになるのか、農林省にお伺いしたいと思います。

○鈴木(久)政府委員 近年、円高等の影響もございまして、青果物、野菜、こういったものにつきまして、大変多くの輸入食品が増加してまいっております。その流通ルートにつきましては、市場を通るものもございまして、一般的には大型の量販店が直接商社と取引をして輸入すると

いったような形態もございます。

私どもとしまして、今現在、特に最近非常にふえております野菜などにつきまして、どういった流通輸入実態にあるのかといったようなことにつきまして、鋭意調査をしておる段階でござい

ます。

○草川委員 今の程度の答弁では私納得できないのですが、市場外流通の形態も非常にふえておるわけでありまして、もともと農林水産省としては、卸売市場が生鮮食料品の流通における中核的な役割を果たして安定供給をしなければいかぬという大きな役割を担っておるわけでありまして、ぜひここにも少し目を当てていただいて、どういう状況になっているのか、そうしませんが、既存の流れがいつまでも続くとは限らぬわけですから、この委員会でも、まず米の話とかいろいろな話になっていきますけれども、食料品全体のこと手当てをしていきますと、私は問題があると思っております。

そこで、今度もまた公取に、大変恐縮ですが、例えば今私バナナの例を出したのですが、バナナ以外にも同じようなものがこれからどんどん入ってくるのではないのでしょうか。ジュースなんかでもそういう点もあるわけですが、例えばバナナの輸入が急増をした。それで、現在でもどれくらいふえているのでしょうか、これは数字の資料を持っていますが、今エクアドルの方から千百万ケースぐらい入ってきているのですかね、港の方に。それで、もちろん日本は台湾がある、フィリピンがあるわけですから、もともと市場で、これがどんどん来ると大変なことになるので、小売価格というのは非常に低下をするわけでありまして、市場が混乱する。値段が下がることは、それは消費者にとっていいわけですが、市場が混乱をする。

そこで、輸入業者や青果業者が個別に、これは大変だということで南米へ飛ばうじやないか。例えば、南米からこっちに来てもらっては困るわけですから、外国の生産業者と話し合いをせざるを得

ないわけですが、独禁法にひつかつたらまたこれはえらいことなんで、そういう場合に独占禁止法上は問題があるのかないのか、よくこれも今のうちに検討しておかないとアクションが起きないわけですが、その点、どういうような御答弁になるでしょうか、お伺いしたいと思っております。

○小粥政府委員 ただいまのお尋ねは、御説明がありましたようなバナナの輸入による市場の状況、その中で国内のバナナ輸入業者や青果業者が、今お尋ねでは個別におっしゃられました、個別に外国の生産業者あるいは輸出者と相談をするということでございますが、個別に日本の業者が外国の輸出業者等に、例えば市場の状況を説明する、あるいは例えばこんな状態だと非常に窮状を訴えるというようなことが想定されるかもしれせんのですが、その限りでそれが独禁法上直ちに問題になるとは私思いません。

問題が起こつてくるといたしますと、そのような国内の業者の行為が、今度は国内の業者が共同して、このような状況だから例えば輸入を制限をする、その輸入量を減らすとかあるいはその市場における価格を制限をする、そういう共同行為、相談そのものがそういう形で行われることになりまして、これは独禁法上問題があることは当然でございますから、その辺、具体的にどのような行為が行われるか、ただいまのお尋ねでは個別にとおっしゃられましたので、その限りでは直ちに問題になるとは思わないわけでございますが、とりあえずそんなお答えになろうかと思っております。

○草川委員 どうもありがとうございます。

要するに、個別で窮状を訴える程度ならばいいという答弁でございましたので、これはこれなりにひとつ我々も理解をしたいと思っております。

そこで、農林大臣にまともな前にもう一問だけ、実は日本住宅金融専門会社の問題について、これも私以前さわりで少し発言したことがあるのです。ただし、そのときに、私は今も持っていますけれども、全国の各県の信連の日本住宅金融専門会社八社に対する一覽表を持っているのです

よ。だけれども、それを発表するといささか信用不安を助長するからというのでずっと控えてきておるわけでありまして、だんだん厳しくなってきたようでございます。

それで、日本住宅金融専門会社というのは全部で八社あるわけでありまして、いわゆる各銀行が中心になってそれぞれ設立をし、運営をしておるわけですが、もう完全に行き詰まって、危機に陥っております。八社合計で約十四兆円というものが融資残高として残っておるわけですが、この中で、協賛ローンを除く七社については、設立母体銀行が金利をゼロにします、農協系の金融機関は年四・五％にする、その他金融機関は年二・五％というのを昨年の二月に決めたわけでございますけれども、その後、住専の不良債権がさらにふえ、続けておりまして、経営危機が深刻化しております。

そこでとりあえず、農林中央金庫がことしの三月末、六年三月末で八千二百二十五億残っておりますね。信用農業組合の連合会、全国の信連は、何と三兆三千九百九十九億にふえてきております、私が最初に提言したときに比べて。さらに共済連があるのです。共済連のことはほとんど今まで発表されておりましたが、共済連が一兆三千三百七十四億貸し付けていますけれども、一体これはどうなっているのでしょうか。これは農民の金です。これからの自由化で非常に厳しいという状況の中で、農家が預けている金が焦げついているわけですよ。

私はかつて、住専対策には公的資金の導入しかないぞと言って、えらい怒られたことがあるのです。何だと、そんなことで公的資金なんか導入するばかりがあるかと。しかし、その後、日銀が低利の金を貸すとか貸さないとかいろいろうわさがございましてけれども、いよいよこれは行き詰まっておりますわけでありまして。全国信連だけでも三兆三千九百九十九億、農林中金で八千二百二十五億、共済連一兆三千三百七十四億、さあ、これどうしますかね。農林省として、これはもう責任のある態度をきちっと一回大臣から答えていただきたいと思つたので、この際。

○大河原国務大臣 御指摘のように住専八社、協住は系統組織でございますから、七社については、お話しのように、これについては母体行が金利ゼロ、それから金融機関が二・五、それから系統に対しては四・五の利息を払うということで再建計画が今日進められておるところでございます。

私どもも、御指摘のように、系統金融機関の経営の安全性と安定、これは非常に関心があるところでございまして、私どもとしては利息の支払いなり元本の償還等については、特に今時点において問題が出ておるといふふうには承知しております。これは金融機関同士の話でございますから、系統の金融の安定性という点では高い関心を持たなくてはならないわけでございますが、それぞれの立場でその再建と申しますか、回収と申しますか、そういうものについてなお努力すべきものであるというふうに思っております。

○草川委員 今農林大臣はそういう答弁ですけれども、とてもそんな簡単な実情じゃないのですよ。深刻なんです。それは、きょうは大蔵大臣からあえてこの答弁を求めているの、大蔵大臣の答弁を求めるとこれは大変だから、私はあえて伏せているのです。これはもう農林だけに絞って言っているのは、恐らく担当者もそんな安定なんというのんびりとした答弁にならないはずなんです。ですから、具体的な方策をいよいよ真剣に考えなければいけないのです。

これはもうアメリカでやっておりますように、金融機関はもうある程度弱いのはつぶすのか、そして大型にするのか、あるいはつぶしたら、その残った不良債権をどうするのか。私どもは、金融機関が抱えた不動産を担保にしたところの不良債権は証券化しろ、証券化してそれを流動化しろと。細切れにして、それを四十年とか五十年とか非常に長期で市場に流通させることによって生かす。こ

これはアメリカでもそういう例がありますので、我が改革の中では私はそういう提言をしておるんですが、もう前向きで何かのことを考えないと、今のようになりまして、完全に農民のお金というものが焦げついてしまつて、責任問題になつてきます。そのときに、さあどうしてくれるかといつて、じゃ公的資金出せやと言つたつて、これはおさまらぬと思うんです。

そこだけはひとつこれは真剣な対応ということを考えていただきたいということを繰り返して申し上げて、まあ余りこの問題について議論を言つてもあれでございまして、どうかひとつ農林大臣、この信連の問題だけはどういうことがあろうと、農民の金ですから、真剣な対応で、大蔵ともよく話をされて、前倒し、前倒しで対応されることを強く要望しておきたいと思つてます。

その次に、残る時間を林業問題について質問をしてみたいと思つてますが、平成五年度の林業の動向に関する年次報告を見ますと、木材の輸入の自由化というのが今後ほとんど入るわけでありますが、御存じのとおり、木材は製品輸入が急増をしてきております。将来的に日本の場合も、山村における過疎化、あるいは林業従業者の減少、高齢化、かつて四十四万人みえた方がもう今は十万人近くになつておるわけございまして、森林整備方針というものを転換をしていくということがこの年次報告の中でも言われています。また、地球サミット、平成四年の六月のこのサミットでも森林の保全ということが強く言われておりまして、緑と水、こういうものに国民全体の支援の強化が叫ばれておるわけですね。

しかも、新たな取り組みとしていろいろなことが言われておるわけですが、きょうはその中で、日本の林野行政の中における林道のあり方が果たして従来の考え方でいいのかどうか、林道というもののつくり方について、少し自然保護の立場からも再検討をする必要があるという立場から質問をしてみたいと思つてます。

まず、総務庁にお伺いをしたいと思つてます。が、総務庁は森林開発公団に対して、行政監理委員会の方から、大分古い話ですが、昭和四十二年八月三十一日、それから昭和四十五年の十一月の二十五日の二度にわたつて、再検討を行うべきとの意見があり、とりわけ昭和四十五年には、林道建設事業は林野庁または都道府県に移管すべきとの指摘がなされておるわけですが、その点について、事実はどうでしょう。

○農林省 そうですね。

○農林省 第二番目に、今度は昭和五十八年三月十四日に、第二次臨時行政調査会の行政改革に関する第五次答申において、「大規模林業開発林道については、現行の林道開発計画を見直し、開設延長の短縮、林道の構造、規格の改定を行うとともに、投資効果の早期発現の見地から、原則として、新規区間の着工を見合わせる。」というような指摘がなされておるわけですが、その点はどうですか。

○農林省 先生の御指摘のとおりでござい

ます。

○農林省 先生、三番目に、昭和六十二年の六月、これは非常に新しいところでありますけれども、同じく、森林資源の整備等に関する行政監察の結果の中で、大規模林道事業の見直しを勧告したことは事実かどうか、これもお伺いしたいと思つてます。

○農林省 先生、御指摘のとおりでござい

ます。

○農林省 いずれも林道の問題について三回にわたつて問題提起をしておるわけでありまして、

そこで今度は、環境庁長官にお伺いをしたいと思つておるわけですが、山形県内で計画されておる大規模林道真室川小国線朝日一小国区間において、絶滅危惧種であるクマタカというのがあるのですが、クマタカの営巣地が発見されました。県の自然保護課も現地を確認していると言われておりますけれども、同地域で大規模林道の工事が行われれば、ブナ、ミズナラ、ヒメコマツ等の森林が失われることに

なり、クマタカの生息に及ぼす影響も大きいと考えますが、環境庁としては同地域のクマタカについてどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思つてます。

○農林省 御指摘のように、クマタカは、今環境庁が取りまとめております動物版のレッドデータブックというのがございまして、これには絶滅の危惧種にランクされておるわけですが、また種の保存法によりまして、国内希少野生動植物種として、四十四種のうち鳥が三十八種類規定されておるわけですね。その中にクマタカも入つておる

ます。そういう点で保護の必要性が高いものと私も認識しております。特に猛禽類であるイヌワシそれから今のクマタカ、オオタカ、こういうものが、生息が、例えばクマタカでいいますと、数として千以内と推定されておる。したがつて、この保存は、やはり種の保存法からいってもぜひ保存をしていかなくちゃいけないと思つておる。今御指摘のような大規模林道工事が進められておれば、これとの調整を図つてひとつ適切な配慮をしていただきたいものだ、こう思つておる。

○農林省 今適切な配慮が事業者に必要なかどうか、これは環境庁の方にお伺いをしたいと思つておるわけですが、環境庁は現在検討会を開いておるわけでありまして、クマタカなどの貴重な猛禽類の保護対策について、この検討会でどのような状況になつておるか、お伺いをしたいと思います。

○農林省 先生、御指摘のとおりでござい

ます。

○農林省 先生、御指摘のとおりでござい

ます。

○農林省 先生、御指摘のとおりでござい

ます。

近年、種々調整が必要となる事例が各地で見られますことから、私も環境庁といたしまして、本年の二月に、専門家から成る猛禽類の保護方策に関する検討会を設置いたしまして、猛禽類の生息状況や生息などに応じた保護方策のあり方について検討しているところでござい

ます。

○農林省 先生、御指摘のとおりでござい

ます。

○農林省 先生、御指摘のとおりでござい

ます。

○農林省 先生、御指摘のとおりでござい

ます。

○農林省 先生、御指摘のとおりでござい

ます。

○農林省 先生、御指摘のとおりでござい

ます。

要な対策をとってまいったところでございます。

国有林につきましては、これもたまたまお話にございまして、希少野生動植物種保護管理事業というものを実施をいたしております。クマタカ等の希少な野生動植物を対象として、生息地の環境の管理でありますとか、あるいは巡視調査、こういったものを行っております。でございますが、この地域につきましてこうした事業が適用になるかどうか、そういったことも含めて今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○草川委員　それで、林野庁もクマタカ等の営巣地であるということを確認されたようですが、やはり営巣地は三十キロ周辺は手をつけない方がいいだろうという専門家もいるわけですよ。ですから、林道というものと自然保護というのはどうしても矛盾をするわけでありまして、自然保護というのを前提にしながら、林道開発というのは、一番最初に申し上げましたように、行政監察の方も考え直したらどうだろうという問題提起もしておるわけでありまして、ひとつ哲学というのを考えていただきたい、こう思うのです。

私は、実は現地の方々に誘われてまして、真室川小国線の現場を見てまいりました。当初、私ここに写真を持っておりまして、杉の植栽をやっているのですね。杉の植栽をやっておりますけれども、高さが八百メートル、九百メートル、千メートルという、そういう高い山だものですか、寒風被害、寒風の被害を受けてまして、杉がもう赤くなつてしまっているのです。何というのですか、一種の凍傷みたいな状態になっているのです。それで、もう植えてから、植栽をしてから十五年、二十年という年齢なんですけれども、私の背丈までいっていないのです。一メートル五十くらいなんです。杉ですから、下の方ならば十五年、二十年なら相当高く伸びていなきやいけないわけですよ。それで、その杉を大きく育てて高い生産性を上げるといふことなんですけれども、実際はやはり赤いんです。

私は、事前に森林開発公団の方にも、こういう写真がありますよということを言ったら、いや、このときは赤いかわからぬけれども、現在また青くなつていきますよという話だったので、それで私は行ったのです。そうしたら、やはり伸びていない。それからもちろん、下木というのですか、下の方も手入れがなかなか行き届きませんので、育っていない。

ですから、杉の植栽ということも、例えば高い山、八百メートル以上はもう無理だ、八百メートル以下ならいいとか、そういうことがあつて私はしかるべきだと思ふのです。そういうマニユアルというのですか、一つの基準があつてしかるべきだ。何でもかんでも杉を植えればいいというのではない。

それから、ブナをかたきのようにして、ブナを切つてしまつたんですね。高い山で、何というんですか、円周一メートルも一メートル五十もあるような木をばんばん切つて、それで杉に切りかえている。過去にそういう政策があつたと思ふのですが、このブナというのは保水力が非常にある、水を蓄える。だから、水を蓄えていますから、徐々に水を流しますから、谷川の水がいつもきれいで、谷に水がいつもあつた。ところが、ブナを切つたために谷川に水がなくなつて、それで、ブナを切つてしまつて杉を植える、ところが杉が育たない。しかも、いろいろと現地なんかへ行つてまいりますと、花崗岩地帯だものですか、花崗岩が土の中で崩れるのです。寒さのために、それで、表面というのか、空気に触れますとそれが砂になるわけですよ。ですから、砂になるから、どんどん流れていくわけですよ。谷川の方へ、そういうところに林道をつくる意味があるのかないのか。私は問題だと思ふのですが、その点どうでしょう。

○塚本政府委員　ただいま御指摘の造林地は、昭和四十四年から四十五年にかけまして標高八百メートルから千二百メートルの地点に植えられた造林地でございます。本年春の寒風害によりま

して葉が赤く変色いたしております。これにつきまして、ことしの夏から順次新しい芽が出てまいりまして、かなりのものが回復するのではないかと、こういうことでございまして、現在その推移を見守つておるところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、ただいま御指摘ございましたように、高海拔地域に杉を植えたということにつきましては今後いろいろと反省すべき点もあるわけございまして、今後この事業を進行していく際に十分こういったことを考えてまいりたい、このように考えておるところでございます。

また、最近では、ブナに対する国民の期待、関心というものが大変大きくなつてきておりますので、そうしたブナを切つて杉にかえるというようなことにつきましては、特定の場所を除いてはもうやらない、こういうことにいたしておるところでございます。

なお、この大規模林道につきましては、山村地域の振興あるいはまた林業の振興ということから考えますれば、やはり基幹となるのは林道の開設というものがあつてございまして、私もそういったしましては、今お話にございましたように、自然環境保全というものであるいは動植物の保護、こういったものの調和を十分図る中で林道の建設というものを慎重に進めていく必要があるのではないかと、このように考えておるところでございます。

○草川委員　そこで、その林道の話になりますけれども、林道というのは、目的があつて道をつくるわけですよ。それで、道をつくらなければならぬわけですよ。ところが、今行かれた計画された林道というのは千メートル近いところ、その林道に上るために一時間半ぐらいかかつて行くわけですよ、古い細い道を。それで、一時間半かかつて千メートル近い山の上へ行く、と、忽然と二車線の道路があるわけですよ。そこで、その道路が使用されているかという、使用されて

いないわけですよ、それは後で会計検査院の方から

も指摘を受けますが。

それで、せっかくつくつた道路が、農林大臣、このようにひびが入るのです。ひびが入るわけだ、寒いから。ひびが入るから大変じゃないかと。言つたら、今度直しましたよという答弁の写真を持つてきてくれたのです。直した。それで、直したところへ私が行つたらまた割れているのですよ。

ということは、砂地ですから、花崗岩が風化しますから、それが下を通るのです。それからまた、道をつくるために細い水道というのを遮断するものですから、結局自然の体系を壊しますから、厚いコンクリートの道をつくつても山側からそれは押されるのですよ。押されるから割れるわけですよ。あるいは下をくぐるのです。水が、だから、せつかく二千万、地元の方では一年間に七百億近い林道をつくつても、一年たつとまたそれが壊れるわけですよ。だからエンドレスなんです。

だから、地元の市町村の方々は、はつきり申し上げますが、きょうの質問もやめてくれと言つてきているのですよ、私のところへ。公共投資をあなたは反対するのですかと、こう言うわけですよ。だから、私も公共投資は必要だということを認めるけれども、本当に地元の発展のためには、その予算はもう少しほかの方にやったらどうでしょう。だから、私はきょうここで、森林開発公団なんというのは臨調の対象でやめろということをお願いいたしても、言いません、それは。言いません。それよりは、その予算をほかに戻したらどうだろう。

例えば、本当に林業労働者がもう十割を割らうとしていてわけですから、そういう方々に何らかの補助金を出して本当に木を育てていただくようなことをしないと、今の森林開発公団の事業は、公共投資の道路ですよ。道路をつくるということ、それは地元のゼネコンは喜びますよ、エンドレスで仕事があるのですから。しかし国民の側からいいたら、永久に使われない道路のために国税

が使われるということは基本的に考えろと、哲学を考へろということを言いたいわけですよ。

これは会計検査院に一回お伺いをいたしますが、会計検査院は私どものこの指摘に対してどのようなことを行われているのか。全国で二十九路線で事業を実施しておりますけれども、事業開始以来二十年以上を経過しているにもかかわらず事業は進んでいません。計画延長距離に対しては半分にまで至っていない。大体計画に無理があるんじゃないだろうかと思うのです。スーパー林道についても、一日一台から二台の車の通行しかないところもありますし、完成後自治体に引き渡されても、土砂崩れが発生してメンテナンス費用も大変な負担になっていると私も聞いておるわけですが、森林開発公団のこういう事業について、私は検査をきちっとして国民にも示していただきたいと思うのですが、その点どうでしょう。

○平岡会計検査院説明員 森林開発公団が実施しております大規模林道事業の施行につきましては、事業効果発現の観点から、昭和五十四年度の検査報告に特記事項として掲記をしているところでありました。

ポイントといたしましては、第一に、工事の実施が遅延しておること、第二に、多くの箇所で部分的に施行したり、あるいは車両等の通行に当面支障のない既設林道についての改良工事を先行したりしております。施行済み部分の利用状況を見ても林業の振興等にはほとんど寄与をしていないこと、あるいは、大規模林道事業について諸情勢の変化を勘案して総合的な見直しを行う必要があること、こういった問題につきまして対策を講じないままに推移をすると、投下した多額の事業費が長期間休眠し、事業効果の発現が著しく遅延すると認められたことから、その旨指摘をしたところでありました。

その後見直しが行われまして、公団におかれましては、林道の利用確保を図るために、道路としての連続性に留意をし、事業の進捗に努めておられると承知をいたしております。

会計検査院といたしましては、今後ともに先生の御趣旨を踏まえまして、御指摘の箇所を含めまして各事業について諸情勢が変化の中で実施状況に十分留意をいたしまして、事業効果発現の観点からも十分に関心を持って検査をしてまいりたいと考えておる所存であります。

○草川委員 どうもありがとうございます。そこで、農林大臣、もう時間が来ましたので、今の林道についての農林大臣の見解と、それから、最初の肥料と段ボール、購買事業の問題について農林大臣の見解、特に全農に対して、肥大化した全農に対しての基本的な見解をまだ伺っていないので、その二つをお答え願って終わりたいと思います。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。まず前段に、当初御質問のございました全農の事業のあり方の問題でございまして、言うまでもございませぬけれども、全農は農協の事業を補完する役割で、生活資材なり営農資材、この共同購入あるいは農産物の共同販売、その役割を演じておるところでございまして、やはり系統組織の持つ硬直性、画一性から、その点についていろいろ問題が出ておること十分承知しておりますが、農業もこのような大きな転換期に来ております。

したがって、やはり生産農家に対する要望あるいは単位農協に対する要望に対して、独自の、自己事業体としての利益だけではなくて、系統一体としての配慮をもっと強くするような段階に来ておると思っております。そういう意味では、例えば二〇〇〇年までに事業二段階、組織二段階ということを持ち出しておりますので、これらについての的確な実現ということが大きい意味で議員の課題にこたえるものではないかというふうに思っております。

それから、次は大規模林道の問題でございまして、林道一般といたしましては、これは御案内のとおり森林の保育、管理、そのためには林道網の整備がどうしても必要でございまして、また伐採、

搬出、その点も必要でございまして、林業自体の、林業生産の合理化のためには必要だと思えます。

ただ、今特に御指摘の大規模林道については、予算の制約の中にかかわらず、採択の事業路線とのアンバランスが出ておるかと御座います。この点については環境への配慮等も加えまして、今後二度三度の御指摘がないような努力をいたしたい、さように思っております。

○草川委員 以上で終わります。

○佐藤委員長 草川君の質疑は終わりました。次に、倉田栄喜君。

○倉田委員 改革の倉田でございまして、私は、特に農業問題に関心をいたしまして、主に農林水産大臣にお伺いをいたしたいと思えます。

大きく、食糧供給における国の役割ということと、そして現在農業が国に対して果たしている役割、この二つの視点からお伺いをさせていただきます。先ほどおっしゃったように、今、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意を受けて我が国農業の未来は果たしてあり得るのかどうか、そういう心配を農民の方々がよくなさっておられると思えます。未来はなればならないし、魅力のある農業の未来をつくるにはどうしたらいいか。農水大臣は我が国農業の、いわば農政の第一人者の一人であると思えます。その大臣が、今この困難な時期に關して、我が国の農業に未来はあるんですよというところをしっかりとお答えいただきたいと思えます。ぜひ御所信をお示しいただきたい、こういうふうに思うわけでございまして。

そこで、食糧における国の役割についてということでございますが、私はまず我が国の主要食糧の供給及び需給という観点から、その第一に自給率、この問題についてお伺いをいたしたいと思えます。

農林水産省で既に公にされておられます資料によりますと、もう御案内のとおりでございまして、

が、主要先進国の自給率の推移は、例えばフランス一四三、アメリカ一三三、スイス六五、これに對して我が国日本は四六という、これはカロリー自給率ということでございまして、そういう数字でございまして。

この自給率の低下をどう考えるのかということについても、もう既に御案内のとおり、御説明もいたしておりますので、私の方から私が理解する範囲で申し上げますと、この食糧自給率低下の要因としては、自給品目である米の消費の減少がまず挙げられる。一人一年当たりの純食料、米は昭和四十四年度ベースで百一十一・七キロだったのが、平成四年度は六十九・七キロであった。さらには、畜産物消費の増大に伴う飼料穀物等の輸入の増加、そして油脂の消費の増加による油糧原料の輸入の増加、こういうことが挙げられておるのは御案内のとおりでございまして。

そこで、こうした傾向はこれもこのまま続く、私はこう思えてならないわけでございまして、一方で、今回の提出法案に關連して政府は、自給率が先進国の中でも異常に低い水準である、このことを踏まえて低下傾向に歯どめをかけて国内生産の維持拡大を図る、このような方針であるとおっております。私は果たして、この自給率の問題についてもう少し議論を深く掘り下げていかなければ、この今私が申し上げたようなことができるのかどうか非常に疑問に思うわけでございまして。

そこで、まず大臣に、自給率の問題についてどうお考えになっておられるのか、このことからお伺いをさせていただきますかと思えます。

○大河原国務大臣 自給率につきましては、もう委員御案内のとおりでございまして、非常に素朴な言い方で恐縮でございまして、総需要量が分母になりました。国内供給力が分子になります。したがって、需要量の変化が、大きく戦後の食生活によって変わりました。今御指摘があったような畜産物とかあるいは油脂でございまして、そのための菜種とか大豆の輸入が膨大にふえたというような自給率の低下の関係がございまして、そう

が、主要先進国の自給率の推移は、例えばフランス一四三、アメリカ一三三、スイス六五、これに對して我が国日本は四六という、これはカロリー自給率ということでございまして、そういう数字でございまして。

いう関係でございまして、国内の供給力がそう落ちなくても、同じ水準であっても自給率の低下が激しいというのが今日の状況であつたというふうな思つておるわけでございまして。したがつて、今御指摘のようなカロリーベースで四六％というふうな数字も出ておるというわけでござい

す。それで、さらに我が国の現在の消費水準を前提といたしますと、やはり自給率を一挙に高めるといふことはなかなか困難であらう。それで国内の農業生産を活性化し、さらには輸入と備蓄によつて全体としての安定供給というのが食糧政策の今日の基本だと思つてございまして。国内資源の供給力を高めるためには、やはりあるべきような効率的、安定的な形態が中心になつて農業生産の大部分が生産できるような体制、農業構造をつくらなければならぬというのが一つでござい

ます。そして、自給率確保の問題については、供給力と申しますか、優良農地あるいは地力、水の確保等基盤的な条件の整備によつて国内資源の最大の供給力を確保していくというところで行ふべきだといふふうに思つております。

そういう意味で、実は委員も御指摘ございまして、このたびの国内対策をつくります前提になりました農政審議会におきましてもこの点についての指摘がございまして、やはりそれには、農産物の需要と生産の長期見通し、これを速やかに現段階では見直しをして、自給率の歯どめをかける展望に配慮しながらの需給見通しを作成しなければならぬということ、実はもう既に本年から、この秋からその点の検討に取りかかつておるといふことでございまして。

○倉田委員 今大臣からお答えの中で、国内の供給量が落ちてゐるわけではない、まあ総需要量の変化、そういうこともあるでしょう、こういうふうなお話もございました。私は、この自給率の数字だけを追つていても果たして意味があるのだからかという気が実はいたしております。これは、

前回の委員会の中でもたしか大臣もそのような御答弁があつたのではないかと思ひますけれども、それは、国民が、例えば穀物で食べていたのを肉で食べていけば、カロリーで同じであつたとしても、その意味するところは全く違つてきてゐるだらうと思つてゐる。

そうすると、今大臣のお答えの中にありましたように、国内資源の、いわゆる国内で食糧を供給をするというその力、生産力、自給率の議論といふのは、実はそこに最終的には意味を持つてはなからうか、このように私は理解するわけですが、この点について大臣はいかがでございまして、まず確認をさせていただければと思ひ

ます。○大河原国務大臣 先ほども申し上げました、分母、分子などという言い方をいたしました、一方では、需要の動向、これはやはり自給率を論ずる以上当然需要の変化によつてするわけですが、自給率問題に対するその歯どめの問題に接近する場合には、その国内の供給力、繰り返すようにございまして、その国内の供給力、繰り返すようにございまして、すぐれた担い手によつて、そして労働力によつて、優良の農地が確保され、また水資源がしっかりと確保される等々の供給力、これがやはり自給率確保の前提だと思ひます。

○倉田委員 私は、カロリー・自給率の問題については、確かに何によつてカロリーをとるかといふことで非常に大きな数字の差異が出てくる。そうすると、この議論の根本にあるのは、今大臣お答えになりましたように、供給力、これを重視すべきではないのか。

そうしますと、今の日本の農民の方々が、農家の方々が――米が部分的に開放されて入つてくるという問題もあります。野菜もどんどん入つてきてゐる。全体に、食糧の自給率といふのは、何でもカロリーをとるかといふ問題はあつたにしても、どんどんどんどん落ちてゐる。そうすると、この自給率の数字、今大臣は歯どめをかけた、こういうふうにおつちやいましたけれども、じゃ、そういう数字自体があやふやであると

すれば、何でもカロリーをとるかといふことであやふやであるとすれば、私は、もう一度その議論の根本にさかのぼつて、自給率を議論してきたものの意味は何なのかと。そこで、我々が最も確保しなければいけない生産力の問題、これをどうするかといふところからもう一度議論をしていただきたいと思つておるわけでございまして。

そうしますと、私が申し上げたいことは、自給率について目標を立てるということを実は言いたいわけでありますけれども、しかし、その自給率の目標といふことについては、まさにさつき申し上げましたように、何でも食ふかといふことによつて随分違つてくる。そうすると、そこで、繰り返し申し上げますけれども、国内生産力、つまり国内生産装置の維持、日本の国内でどれだけのものを生産する力をきちんと残しておくんだ、こ

ういうことをきちんと明確にすべきではないのか、こ

ういうふうな思つてございまして。水田にしてもあるいは畑にしても、だんだんだんだん放棄をされてくる。それは、確かに今大臣がお話になつたように、需要と供給の関係で必要でなくなつたから、あるいは海外から入つてくるものがあるからといふことで、数字の変化はあるけれども、日本の国として、我が国としては食糧の生産力、生産装置としてはこれだけは譲つてはいけ

ない線なんだ、それは今つくりかたもいふまでもなく、いづれでもつくれるような状況にしておく必要があるんですよ、そういうことを私は明確に示さなければ、農家の方々が、農業に未来はあるのかといふことに関して、どうも未来はないんじゃないか、こ

ういうふうな思つてゐる。それでは今すぐ現実食糧として供給するものではなくても、潜在力としてもそういう数字を私は示すべきであらう、こう考えるわけではございますが、この点について大臣の御所見をお伺いいたしたいと思ひます。

○大河原国務大臣 先ほど私が触れましたが、委員の言葉をかりれば生産装置あるいは潜在的供給力、そういうものについて、耕地を初めとして各般の問題について示すべきではあるまいかといふお話でござい

ますが、この点につきましても、先ほど触れましたけれども、農政審議会では自給率の歯どめをかける問題、したがつて、やはり農産物の需要と供給の長期見通し、これは単に需要と供給だけでなく、その基礎になる耕地面積とか諸般の生産諸要素がございまして、そういうものを検討いたしまして、その作業の過程でやはり供給力の確保、維持といふものを明らかにいたしたい、さ

ういうふうな思つております。○倉田委員 私は、国の基本的な指針としてぜひ明らかにしていただきたい、こんなふうな思つてお

ります。私は、潜在的生産力あるいは生産装置を国として確保するといふ観点から考えるならば、例えば水張りだけの田があつてもいいと思ひますし、眺める田があつてもいいと思ひますし、子供たちが遊ぶ田があつてもいいと思ひます。また学べる田があつてもいいと思ひます。それはまさに國として、こ

とつてみれば厳しい状況になってきていると思います。

そこで、大臣にまたお伺いをしたいと思います。大きく申し上げました食糧供給における国の役割、食糧を供給するという視点からだけ考えれば、それは国が責任を持って供給できるのであれば、国内だけのものではなくて海外から持つてきて供給することがきちんとできれば、これはもう供給をする側の国の責任としては果たされるんだという考え方もできるんだと思うんです。

そこで、いわゆる食糧の輸入について、この基本的な考え方は、国として、大臣としてどうお考えになっているのか。素朴な疑問的に申し上げれば、なぜ食糧を輸入しなければならないのか。それは、日本でつくれないものがあるから輸入しなければいけないんだということもあるかもしれません。日本ではどうしても不足するから、あるいは先ほど穀物、油脂量の問題、話を申し上げましたけれども、海外より輸入した方が安いからという点で入ってくるものもあるでしょう。また同時に、前回のいろいろ議論しましたけれども、いわゆる国際市場開放要請から、本当は入れたくないんだけれどもやむなく入れざるを得ないな、こういう側面も私は否定するものではありません。

しかし、国内で供給をするのか、あるいは海外で食糧を調達をするのか、そのことについて、やはり国家としては、大臣としては基本的な考え方を私は示さる必要があるんだと思うんです。で、まずこの点について基本的な御所見をお伺いいたしたいと思えます。

○大河原国務大臣 我が国の穀物輸入飼料その他輸入農産物を含めると、千二百万ヘクタールの耕地を海外に借りておるといことはしばしば言われるとおりでございまして、畜産物のためのトウモロコシ、マイロ、あるいは食用油のための菜種なり大豆、そういうことを考えますと、五百万ヘクタールの現在の耕地のその倍以上の耕地を必要とする、これは今日の我が国の狭い国土状況か

ら不可能だと断ぜざるを得ないわけでござい

すが、したがって、国の責任あるこれに対する対応としては、やはり国内の資源、先ほどしばしばお話しございました国内の供給力、これを確保するということを第一としながらも、やはり輸入とか備蓄によつて安定的な食糧供給を行うという立場に立たざるを得ないというわけでございまして。

ちなみに、我が国の食糧、現在二千六百キロカロリーぐらいでございまして、今の国内資源をフルに活用した場合の試算としては二千キロカロリーぐらいの一人一日当たりの生産が可能だというふうな計量的なあれもあるわけでございまして、いづれにいたしましても、ここには農産物の価格問題も消費者の関係からございまして、その合理的な価格による食糧の供給確保、そういう要素もまた入ってきて、単なる物量、物だけの問題ではないという問題等も考えなければならぬというふうに思っております。

○倉田委員 私は、大臣のお答えはよく理解できると思いますが、ただ、非常にあいまいさが残るみたいな感じがいたします。それは農家の方々にとつてですね。

確かに、合理的な価格で、あるいは合理性を持って輸入した方がいいかもしれないし、先ほど大臣、千二百万ヘクタール、恐らくこれは飼料ですと、必要作付面積が一千二百三万ですか、そういう数字だと思ふのですけれども、日本の食糧を供給するためにそれだけの土地が海外で使われているんですよ、こういうことだと思ふのです。

その事実も認めなければいけないけれども、一番最初、私が冒頭で申し上げましたように、食糧自給率低下の原因として、長期的要因の一つとして、畜産物消費の増大に伴う飼料穀物等の輸入の増加ということも申し上げました。穀物で食べていたのを肉で食べているからいわゆる飼料を海外に依存をした、これは一つは大きな私は政策転換であつたんだらうと思ふのです。飼料を海外に依存をする、日本ではとても間に合いませんよ、国

民の要求を満たすためには海外に依存をしなければ、そういうこともあつたと思ふのです。だから、一般に、国が責任を持って食糧を供給するという意味合いからだけいえば、そういう政策転換は常に私は可能だと思ふのです。

しかしそれでは、我が国農家の皆さんが、農民の皆さんが、自分の父祖伝来からの土地を使つて食糧を供給し続けてきたということが、いつまでできるんだらうかという不安をやはり持たざるを得ないんだらうと思ふのです。

そこで私は、確かに自給率だけの問題から見れば何を食べるかということと違ふけれども、国内で生産をする、国内で生産する力としてこれだけは残しますよということもやはりきちんとしていかないと、これだけ国際市場開放要請、自由貿易化の要請が強まる中で、どんどんどんどん言われていく自給率だけでも低下をしていくでしょう。

かつて、国破れて山河あり、国が負けてもふるさとの山や川があつて日本は生き残つた、そういう力さえなくなつてしまふというのが、きょうはちよつと質問の時間があるからその中でいきたいと思いますけれども、中山間地域における、あるいは過疎地域における農村であり耕作放棄地、この問題だろふと思ふのです。これは、食糧の供給力という問題もきちつと考えると次の政策は考えられませんか、集落という問題もありまして、その所得補償という問題もあるのだらうと思ふのです。

そこで、くどくなりますけれども、今回のウルグアイ・ラウンド合意に関連していろいろな食糧が入ってくるようになります。原則、米は部分自由化だと私は思いますけれども、これも二十世紀はどうなるかという問題を日本は抱えているわけであつて、こういうことを考えた場合に、今後の食糧の自給率の推移というのを、果たして大臣は、冒頭申し上げましたように、低下傾向に歯どめをかけて国内生産の維持拡大を図る、これを具体的に実施するためには一体何が必要なの

か、どのようにお考えになりますか。

○大河原国務大臣 先ほど委員の御質疑に対する御答弁でも申し上げたのですが、やはり国内生産がすぐれた担い手によつて、そして優良な農地が確保されて、また水なり、まあこれ技術も入りまされども、そういうことによつて供給力を確保する、そういう政策を推し進めるといふわけでございまして、今回の国内対策においても、その生産の大部分を担い得る、担つていただく担い手を育成する、あるいはそのための生産性の向上に直接基盤となるような農業農村基盤整備事業あるいは農地の集積というような各般の政策も、やはり国内資源の最大限の活用による供給力の強化というふうに私どもは考えておるわけでござい

ます。

○倉田委員 総論として大臣がおっしゃるとおりだと思います。だけれども、そのすぐれた担い手を確保しなければならぬ。すぐれた担い手が育つためには、その担い手の方々が、農業に魅力はあるな、農業に未来はあるな、こう思わなければ、幾ら国の方でいろいろな施策をやつたとしても、全部国がやるわけではないんですから、やはり自立をして、その担い手たるべき方々がいわゆるもうかる農業、魅力のある農業をやつていただかなければいけないのです。

しかし、そのためには、ずっと農政というものが農家、農民の方々に非常に大きな影響を及ぼしてきた、影響されてしまふ現実があるわけですから、この政策一つによつて、だから、具体的な施策として、ここだけはきちんと国がやりますよということをも具体的な問題で提示をする必要があると思ふわけでございまして、ひとつこれは、今検討されているということでもございまして、総論的ではなくて、言葉だけではなくて、具体的なものとしてお示しをいただきたいと思ふのです。

その示すためには、自給率を議論する意味が本来何なのかということ、それは国内生産力という問題とかそういうことも意義づけながら、同時に、今回のずつと国会の中で、米を部分開放する

○倉田委員 私は、食糧の安全保障論が外交交渉の中のいわゆるカードとして、交渉として使われるというそれだけのものではなくて、やはり国の指針として食糧の安全保障、国家としてどこまでやるかということをやはりきちつと、それは法律に明記してでもきちつと書くべきなんだろうと思うのです。そこを書くことによって、先ほど水を張っているだけの田、眺めるだけの田、遊べる田、学べる田ということをちよつと言葉として申し上げましたけれども、そういう田を意義づけることができるんだと思うのです。それは、食糧を

○倉田委員 それでは、次の視点でちよつと質問させていただきたいと思いますが、食糧の管理と数量把握について、特にこれは米についてお伺いをしたいと思うのですが、大分時間がなくなつてしまいましたので、まず基本的に大臣として米の管理、それから数量把握、これを国としてどこまでやろうとお考えになつておられるのか。また、新制度で、今回提出をされている新食糧の法案に關連して實際どこまでできるんだらうかということについて大臣はどんなふうにお考えでしょうか。

いうことについて、例えば備蓄水準百五十万トンの中には民間備蓄も含むのかどうか、あるいは備蓄後の米の処理をどのように考えていけばいいのか、あるいはもう質問が出たと思うのですが、備蓄に関するコストはどう考えていくのか。

それから、その辺のところは一般論的に結構でございまして、お答え願いたいのですが、私から先ほどから自給率、それから安全保障の問題と関連して水張りの田ということを申し上げましたけれども、いわゆる水田備蓄、水張りをして管理を

かかるその経費については、これは需給の安定、供給の安定ということで消費者、国民の皆さんに対しても大きな役割を演ずるものである。したがって、それについては国が負担すべきだ。ただ、アクセスに伴う輸入米、これについては、やはりそういう意味で消費者、国民のためにもお役に立つ備蓄であるから、したがってそれに伴う差益については備蓄の費用に充てるといふことは、これはもう法律制度上明記してございますが、その不足を生ずればそれはまた国の一般会計からで

も措置するというわけでごさいます、国が責任を持つという点では変わりないわけですね。

○倉田委員 私、少し風邪を引いておりまして、声が大きくなつて飛ばして大臣にうつしてしまつてはならないと思ひますので、少し控えてお話をさせていただきたいと思ひますが、要するに農業に未来はあるのか、魅力ある農業をつくれるのかという、そういう非常に今日の農業、農政は大変重要な時期だと思ひます。我が国農政のまさに第一人者としての農水大臣が、今この大変重要な時期に当たつて、やはり具体的なもの一つでもきちんと施策をお示しになることがとても大切だと思ひます。

そういう意味では、いろいろな考え方あるかもしれないけれども、先ほど申し上げた水張りの田一つとっても、これはやろう、あるいはきちつと検討してみよう、そういうことを大臣がおつしやるだけでも私は農業の未来に明るさを感じられると思ひます。ぜひその点について大臣のお考えもきちつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大河原国務大臣 水張り水田の御提案についてちよつと言葉が足らなかつたのは恐縮千萬でございますが、私どもの今日の考えでは、生産調整の手法を多様化して、それによつて生産農家の皆さんに生産調整の御協力を願うという意味で、水張り水田的な構想も取り入れたらどうかというふうに考えております。さらに、しかし委員がおつしやるように、進んで水田備蓄的な構想をとるかどうかについてはなお検討を要するのではあるまいかということが現在の私の考えでございます。

○倉田委員 ぜひ御検討いただきたいと思ひます。それは食糧の安全保障論という観点から考えれば、水張りの田のみならず、こたわるようですけれども、遊べる田、眺める田、学べる田があつても私はいいのではないのか、こう思つておりますので、ぜひ御研究をいただきたい、こんなふうに思ひます。

今、るる食糧における国の役割というのを申し上げてきました。私は、逆に農業が国に対して

果たしている役割、これをこの非常に危機的な状況の中にあつてきちつと正しくとらえて、そして消化をしなければいけないのだから、こういうふうに思ひます。それは今議論をしてきた中で、国が安定的に食糧を国民の皆さんに供給すると同時に、農家、農業の方々がその食糧を供給するという、そういう役割を果たしてこられた。それは一点大きなものだろうと思ひます。

ただ、私はここだけの議論でもないのだからと思ひます。それは、地域にあつて、集落の中にあつて所得を、農業といういわば生産業といふか、所得、就労の機会としての、所得確保としての農業といふものもやはりきちつと意義づけたいと思ひます。集落はどんどんなくなつていきまふというところがあると思ひます。さらには、大臣の御答弁の中にもありましたけれども、国土保全としての、まさにその多面的な機能を持つ農業といふこともきちつと意義づけたいかなければいけない。きょうは時間がありませんが、そういう意味の中で、食糧基地としてのあるいは所得機会としての中山間地域における農業といふものもきちつととらえなければいけないのだから、こういうふうに通つておられます。

そこで、これに関連しまして、前提となつてしまふ質問で恐縮なんですけれども、自給率に非常にこだわらなふたいてすが、ミニマムアクセスの設定に伴う米の自給率、これは大臣、どうお考えになりますか。米自体、今まで国内生産一〇〇%です。一〇〇%間違ひありません。一〇〇%は譲つてこなかつたわけですね。国会決議等々いろいろな問題がありました。しかし、部分的に開放されてくる。これは見通しとして、この米について、先ほど私は自給率の議論をするときに、肉を食べるか穀類を食べるかでカロリー自給率は随分違ふでしょう、だからこの数字だけで議論することはできませんねといふことを申し上げましたけれども、米の自給率といふのは、食べるのは米ですから、きちつとする話だと思ひます。大臣、この米の自給率、こはもう最低ぎりぎりですよ。

こういう数字を設けることはできませんか。○大河原国務大臣 今度の農業協定の実施によりまして、ミニマムアクセスとして四%。実施期間最後には八%、これを超えるような、この当面の六年間では考えられない。自給が基本でございまして、国際協定によりましてやむを得ずこれを受け入れるということ、それに対する対応をしておるわけでございます。

○倉田委員 それから、いわゆる輸入差額の問題に關して、その使用方法、ミニマムアクセスの差益見通し、それをどんなふうに使ふのか、また、本来どのように使われるべきであるのか。これは、生産者に還元するといふ考えは私は大きな考え方だと思ひます。同時にそれは、消費者の方々の理解も得られなければならぬことだし、一方で消費者にも還元すべきだといふ、こういう考え方もあり得ると思ひますが、大臣は、この点はどうにお考えでしょうか。

○大河原国務大臣 これは、今いろいろな考え方があつたわけでございます。意見があつたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、米の備蓄については、これは米のゆとりのある安定供給といふこととございまして、消費者、国民全般のお役に立つといふことから、その差益は備蓄経費に充当する。ただいま御提案申し上げております法律案でもそのようになっております。○倉田委員 少しまだ議論はあるのですが、もう時間がなくなりましたので、また次の機会に譲らせていただきます。思ひます。

そこで、所得を確保する、そういう意味での農業といふことについて、残された時間お伺ひをしたいと思います。農業に未来はあるのか、あるいは魅力のある農業をつくるにはどうしたらいいのか。これをもちつと具体的な形で言えば、農業自体がもうかる農業であることは非常に大きな魅力だと思ひます。そうすると、魅力のある農業といふのは一体どういふことなんでしょうか、また、豊かな暮らしができる農業といふのはどういふことなんでしょうか、そういうふうに通つておられます。

私は、よく他産業並みの所得、農業に他産業並みの所得を保障するといふことを言われて、本当にそれとおどろきと思ひますが、一方で、収入と支出、そのことも考えて、要するに農業をやつていて豊かな暮らしができればいいわけであつて、そして豊かな暮らしだと思ひておられる方々が、おれは農業をやつてみたいといふことで担ひ手になつていただければいいと思ひます。必ずしも他産業並みの所得を保障しなければいけないといふことではないんだらうと思ひます。それは東京で住むよりも私の熊本で、あるいは生まれ育ちの天草で生活をしておつた方が生活費はずつと安く済むわけですから、一般に他産業並みの所得を確保しなければいけないといふことにはならないんだらうと思ひますが、しかし、なおそれでも農業所得といふことについて言えば非常に大きな問題がある。そこで、国でさまざまな助成金なりいわゆる政策誘導としての国の資金が、お金が、いわゆる国民の税金が使われているわけでございます。

大蔵大臣に一回だけ最初に御質問をさせていただきたいと思ひますが、大臣、農業に対する国の助成のあり方、基本的には、農林水産省としては政策誘導のために助成金をつけたといふことが基本的な考え方なんでしょうかと思ひます。今回の六兆百億、それもさまざまな議論をされております。別枠で、増加でという議論もされておるわけでございますが、またその趣旨の御答弁であると私は理解いたしておりますが、実際にそのお金がまさに生産の担ひ手の農家個々にどれだけの魅力あるものとして映つていくのかどうか、そこが問題になつてくるんだらうと思ひます。

そこで大臣に、農業に対する国の助成のあり方といふものは、基本的には、ちよつと漠とした質問で趣旨がわからないとおしかりを受けるような気がいたしますが、要するに、農業に対する国の金の使ひ方、今個々の農家に行つていふ分という

うことなんでしょうか、そういうふうに通つておられます。私は、よく他産業並みの所得、農業に他産業並みの所得を保障するといふことを言われて、本当にそれとおどろきと思ひますが、一方で、収入と支出、そのことも考えて、要するに農業をやつていて豊かな暮らしができればいいわけであつて、そして豊かな暮らしだと思ひておられる方々が、おれは農業をやつてみたいといふことで担ひ手になつていただければいいと思ひます。必ずしも他産業並みの所得を保障しなければいけないといふことではないんだらうと思ひます。それは東京で住むよりも私の熊本で、あるいは生まれ育ちの天草で生活をしておつた方が生活費はずつと安く済むわけですから、一般に他産業並みの所得を確保しなければいけないといふことにはならないんだらうと思ひますが、しかし、なおそれでも農業所得といふことについて言えば非常に大きな問題がある。そこで、国でさまざまな助成金なりいわゆる政策誘導としての国の資金が、お金が、いわゆる国民の税金が使われているわけでございます。

のは、なかなか難しいと思うんです。行っている分もありますよ。だけれども、それは基本的なものではない。そういうこともちょっと踏まえながらお尋ねさせていただいているわけでございますが、大蔵大臣、農業に対する国の助成のあり方というのを基本的にお考えになつてゐるのか、大蔵大臣の立場で御答弁をいただきたいと思ひます。

○武村國務大臣 まず、農業は国政の基本をなす大変大事な政策だと思ひます。先ほど来真剣に議論されてゐます自給率等の問題も含めて、その民族の主な食糧はその民族が住む大地で生産をするということだと私は理解をいたします。

片方、農業は、あらゆる近代産業の中では一番生産性も低いし、特に自然条件の大変厳しい制約を持った産業であります。そういう意味では、大変不安定で不利な産業であるということから、ほかの産業と比べて農業には特別の財政的な支援をしてきてゐる。これも日本の現在の姿でもありますが、世界のある種共通の姿勢だということに認識をいたします。

ところで、個人と共同体というふうに分け方、個人と個人でない共同の集団というふうに分けますと、原則はやはり個人に対しては融資、例外としては、転作奨励金とか自主流通米の助成金等の直接個人に渡るものもあります。これは価格政策等にかかわる特異な分野であります。原則は個人には助成をしない、むしろ融資だ。そして、共同事業といひますか、国営もありまひ、県営、市町村、組合あるいは土地改良区、そういった事業に対しては補助金を出してゐる、こういうことでありまひようか。

いすれにしても、よく言われますが、商店街の人には、我々商店街、改造してよくしようと思つても融資しかない、農家の皆さんは自分の田んぼをよくするのに圃場整備すれば補助金が出てゐる、商店街にも補助金出してくださいよ、こういうことをたびたび言われたことがありまひした

が、大きくは今申し上げたような考え方、方針に従つて今日に至つてゐるというふうと思つておられます。

○倉田委員 大臣、今商店街のお話を引かれて御答弁をいただいたわけでございますが、よく自立できる農業ということをお言ひなす。じゃ、自立できた農業に対しては国家の予算措置は必要でないのかという、そんなことはないと思ひます。そういうことはいいと思ひます。そして同時に、助成というのに対して、国のお金の使ひ方というのに関しましては、先ほどの大臣の答弁の中で農業の多面的な機能というお話がございましたけれども、その部分をやはりきちんと評価すべきではないのか、これは財政的にも。

つまり、今まで農家、農民の方々が果たしてこられた多面的な機能というのは、食糧を生産するというそのものの価格ということだけでしか評価はされてないわけなんです。そして一方で、国が食糧をどうするかという政策的な観点から、生産調整があたり、需要と供給の関係を数量の問題いろいろ出てきたりして、政策を誘導するという仕組みで助成金が使はれてゐる。だから、私は、今大蔵大臣が農家と商店街を比べて商店街の方はどうのとお話がありましたけれども、そこはやはり農業が持つてゐる多面的な役割、あるいは国が食糧を供給するといひ、国の責任においてどう政策誘導をしなければいけないのか、そこが国の基本的な役割としてあるからそういう形になつてゐるんだらうと思ひます。

だから、そこをさらに進めて言うならば、農家の方々が、今農業予算が使はれてゐる、これを国からのお恵みみたいな形で受け取るなんてことは本来とされないう、こう思ひます。本来農業が果たしてゐる役割、農家の、個々の農民の方々が果たしてゐる役割をきちつと評価をして、その評価される措置として私は予算の措置があつてゐるんだらうと思ひますが、私は、今大蔵大臣が答えになつたその商店街との比較の問題は、もう少し農業に対する国の財政、国の予算、

助成のあり方ということをもう一度基本的に見直していかねばいけないのではないのかと思ひますが、大蔵大臣、済みません、この点についてもう一度御答弁をいただけますか。

○武村國務大臣 最後に余分なことを申し上げたのは、商店街はそうなつておられますが、農業に対しては補助金を出してきておられます。これをむしろ強調したかつたわけでありまひ。それは、冒頭申し上げたように、この日本にとつて農業という政策の大事さ、食糧生産ということのいかに大事であるかということが基本にあるから農業に助成金、補助金を出しをしてゐるということをお申し上げたかつたのであります。そういう意味では委員の御趣旨に、御趣旨といひますか、お考えと違ひないと思ひます。

○倉田委員 農水大臣、いわゆる農業予算といひ、助成金も含めてその使われ方、これから国の財政収入が非常に厳しくなつていくことの中、国民の皆さんも多くあるわけですよ、今大臣のお答えが出るまでに、農業だけ何でそんなにお金が行つてしまふのか。しかし私は、現実はそのではないんだらうと思ひます。それだけ農家の、個々の農民の皆さんにそれだけのお手元が行つていけば、担い手がこんなに少なくなるなんといひことはないと思ひます。同時に、私は、もつと国民の皆さんに今の農業予算の使われ方といひものに對して真つ正面から、真つ正面からといひのは先ほどの多面的な評価の部分も含めて、あるいは総額農業予算といひものがどういふ使われ方をしているかといひことを説明をしていかなければ、ますます農業予算といひのは国民の今の状況のままでいけば厳しくなつていきますよ、きちつと確保していくのが、私は、そこはもつと積極的に前へ、この農業予算といひのは国民のために、あるいは国民、消費者の皆さんのためにこれだけ大切なことなんですといひことをもつと声を大にして農水大臣にも主張をしていただきたいと思ひますが、この点について、いわゆる助成といひもののあり方について、

農水大臣の御所見をお伺ひいたしたいと思ひます。

○大河原國務大臣 委員のお話にもございましたように、国民生活の基礎物資である食糧の安定供給、あるいは今もしばしばお話が出まひたような国土保全なり環境、さらには地域社会の維持等々の役割、農業の持つてゐる大きな役割、これに對するまず前提として国民的な理解を求めて、経済成長の中でおくれがちだといひろいなる問題を抱えてゐる農業に對する財政支援の妥当性について理解を求めることが必要であらう。しかも、その予算の執行等につきましては、効率的なもの、効果的なものとしての大方の合意が得られるような方法が必要であらうと思ひまして、先ほど大蔵大臣がおつしやいまひたけれども、基盤整備事業を含めて政策誘導のための共同的な仕事を中心にする、それから、個々の農家に対する助成は原則としては融資的なもの、自主性を害しない融資等によってこれを行うといひようなプリンシプルを持つて行うことによつて理解が得られるのではないか、さうに思ひます。

○倉田委員 もう時間もなくなつてまいりましたので最後の質問にならうかと思ひますけれども、私は、農家に豊かな暮らしができる所得をどう保障をしていくか、こういうことだと思ひます。そういう意味からすれば、従来、今大臣からお話のありましたように、いわば助成金も政策誘導として使つてきてゐる、それから、例えば米価の価格決定も、こういう言ひ方ではないのかどうかかわりませんけれども、いわゆる価格政策として米価の価格の決定のあり方があつたと思ひます。しかし、今回の新しい制度のもとで、政府米の役割、今までと随分大きくさま変わりをしてゐるんだらうと思ひます。そうすると、政府米の価格の問題も、農家所得における政府米の価格のあり方ということも随分その比重からいけば違つてくるんだと思ひます。

そういたしますと、農家が豊かな暮らしができる、そして農業に魅力を感じられる、後継者がお

れも農業をやってみようと思う、そのためには、私は、純粋に価格政策というよりももうちょっと所得政策というものをこれから基本に考えていかなければならないのじゃないか、こう思えてならないわけですが、最後に大臣、この点について伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○大河原副大臣 当委員会におきましても、その点についての御提案が二度三度それぞれの委員の方からございましたが、やはり現在の価格政策については、需給事情を適切に反映して一定の価格水準を維持することによって農家所得を確保するというところでございまして、踏み込んで所得補償ということになりますれば、これは消費者負担から財政負担に切りかえると相当大きな問題があるわけでございまして、この点はお慎重な検討を要するべきものではあるまいか、さように思っております。

○倉田委員 所得補償の議論はまた次の機会にさせていただきますかと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○佐藤委員長 倉田君の質疑は終了いたしました。

次に、川島實君。

○川島委員 改革の川島です。既にWTO条約の審議も本日で五日目を迎えて、私も二十一日に質問をさせていただきます、引き続き、残された問題について質疑を進めていきたいと思っております。

既に明らかのように、物の貿易についてのルールやサービス貿易についての新たなルール、さらに知的所有権についての新たなルール、さらに貿易紛争が生じた場合の紛争解決のシステムなどが今回のWTOの下に置かれ、世界的な問題として歴史上まさに普遍的な貿易機関を有する、こういうふうな非常に評価がうたわれておるところでございまして、我が国としても積極的な参加が望まれるわけでございまして、

特に、今回のWTOの前文の目的としてござい

ます加盟国の生活水準と所得の引き上げ、二つ目は完全雇用の確保、生産と雇用の拡大、世界の資源の最適利用に加え、開発途上国の世界貿易のシェアの拡大を確保する努力の必要性並びに経済発展のレベルに応じた環境保護、保全の必要性を前文で求めているわけでございます。

私は、これを受けて我が国が、各省庁とも、きょうは非常に多くの大臣をお呼びをいたしておりますけれども、この精神に基づいての規制緩和や内外価格の差、世界の貿易ルールの確立の上から我が国の国民の生活水準が維持される、非常に豊かなものになるということは、余りにも今規制等が多くて格差があり過ぎるからであるわけですが、だから、きょうは各大臣に、これらの格差は正、貿易の新たなルールに基づいて我が国がどういう取り組みの決意をして臨んでおられるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

まず外務大臣に、このWTOに基づく今回の各国との関税の引き下げによりまして我が国が得るメリットというのはどのようなのか、アメリカでは百二十億ドル、非常に損だとかいうような情報も流れておるわけでございまして、さらにまた、我が国のサービス分野における規制の透明性をいかに確保していくのか、この二点について、まずお伺いをしておきたいと思っております。

○河野国務大臣 ウルグアイ・ラウンドの関税交渉の成果の実施によりまして、例えば先進国の鉱工業品の平均関税率は六・三％から四割削減をされて三・八％になると言われております。我が国の輸出もこの関税引き下げの利益を受けるということになるであろうと思われまして、

なお、関税引き下げを含めた物の貿易の分野における自由化の効果につきましては、先生もいつか御指摘があったかと思いますが、本年十一月のガット事務局試算によれば、二〇〇五年時点におきまして世界全体の貿易量が年率三・五％増大するということに言われております。ガット事務局の試算によりますと、二〇〇五年における年平均の輸出増加率の中で日本というものがございま

すが、日本におきましては一八・三％増加をするであろう、こういう指摘がございまして、もう一点、サービス分野についてお尋ねがございました。

サービス貿易一般協定は、サービス分野の貿易の拡大を図るため、最恵国待遇、市場アクセス及び国内民待遇などの義務とともに、サービス分野の国内規制が合理的、客観的かつ公平に実施されること、これらの国内規制の内容が公表されることなどを加盟国に求めることによりまして、サービス分野における各加盟国の規制の透明性を高めることを定めておるわけでございます。

このような協定の規定を踏まえまして、政府としては、行政手続法の運用及び一層の規制緩和を通じて、国内規制の透明性をより高いものにしていく努力をしなければならぬと思っております。

○川島委員 今の外務大臣の言葉をいただきました、各省庁の大臣にお伺いをしたいと思います。

まず大蔵大臣、関税定率法の一部改正が実は提案をされておるわけでございまして、我が国は、今回のこの関税の引き下げ、引き上げ、どのぐらいの金額がおのおののどののか。そして、トータルとして、国内の部分でどういう損失が我が国にこの関税引き下げによって生ずるのか、この点についてお伺いをしておきたいと思っております。

○饒味政府委員 ウルグアイ・ラウンド合意に基づきます関税率の引き下げにつきましては、鉱工業品が原則として五年間、あるいは農産物については六年間、品目によってはさらに長い期間というふうな、それぞれ一定期間をかけて順次実施されていくものでございまして、これらの経過期間が終わった後の輸入量がどうなるかということにつきましては大変予測が難しい問題がございまして、したがって、このウルグアイ・ラウンド合意の実施に伴う関税収入の減少額は、実は正確にはなかなか見込めないのでございまして、

ただ、不正確さを承知の上で、大まかな目安を

求めるために、仮にこの間の輸入額が九三年実績から全く変化しないとし、かつその他の計測困難な事情を全く捨象した上で、九三年度の関税率による関税収入の計算額とウルグアイ・ラウンド合意完全実施後の関税率による関税収入の計算額の差を算出したとすると、約二千億円程度の減収となるという結果が出るわけでございまして、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、これは大まかな目安であるということに御理解いただければと思っております。

○川島委員 大臣、大蔵省の関係で、この関税以外の規制緩和や内外価格差の問題、例えば酒屋を営業しておる人が通りへ出てきてコンビニをやる、同じように既にやってあったお店との格差で、酒の免許があるからということと全部お客をとられて片方が困る、こういう状況もあるわけですが、これを含めて、今後どのような御決意なのかお伺いしておきたいと思っております。

○武村国務大臣 私どもの役所では、関税という仕事以外では、御指摘のような酒、たばこの仕事も預かっております。金融全体もございまして。直接、間接、そういうものが今回の論議と関係がないとは言いきれません。

特に酒の問題は直接的な問題であります、今回のガット・ウルグアイ・ラウンド合意の中で論議をされたことではないにしても、規制緩和全体として、より外国に対するアクセスを高めていく、日本の市場を少しでも開放していくという意味から、かねてから論議のあるところでございまして、既に昨年来一定の緩和策を講じているところでございまして、今後とも、そういう意味では政府全体の既成の方針の中で努力をしていきたいというふうに考えております。

○川島委員 なかなか具体的には見えてこない。通産大臣、あなたも省庁は、今回の貿易で恩恵をこうむる一番のおひき元でございまして。同時に、我が国の中で電気、ガスの業種が今回のサービス業種の中にも含まれるんじゃないかと思うわけでございまして、これらの外国企業の参入が今

後あるのかどうか。

それから、都道府県の支庁、市役所で各種のいろいろな免許がありますね、電気指定業者だとか水道指定業者。こういうものに対しての基準・認証の緩和が求められておるわけでございまして、さらにまた、大店舗の出店によりまして中小企業、零細業者が転業を余儀なくされる。そこで、従来あります金融政策のほかに、これらのWTO条約の締結を受けての規制緩和が進むであろうことを予測して新たな政策というのはどのようなものをお考えになつておるのか、まずお伺いをしておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 今、冒頭お尋ねは、電気、ガスの両事業についてであります。WTO協定中のサービス協定におきましては、我が国は電力あるいはガス事業を国別約束の対象業種としてオファーしております。ですから、WTO協定批准によりまして直ちに電気・ガス事業について内国民待遇を付与する義務が生じるものではございません。したがって、外資系の企業の参入を認めなければならぬものではありません。

同時に、電気・ガス事業につきましては、電気事業法及びガス事業法に外資規制の条項はございません。外資系企業の参入を否定しているものではないでございます。現実にも、電力、ガス各社に外国資本はわずかずつてはありますけれども入っております。

ただし、外国為替及び外国貿易管理法上、国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障を来すおそれのある対内直接投資につきましては、事前に届け出を行うことが義務づけられております。いわゆる安全保障関連業種ということでありまして、我が国は、電気及びガス事業に係る対内直接投資につきましては、これに該当するものとしておりまして、これらの事業は国民経済、国民生活上不可欠な基盤的なサービスを提供するものでございまして、ことから、今この取り扱いを変更するという考え方はございません。

これは、電気事業につきましては、例えばアメリカにおきましても、資本移動自由化の対象にはしておらないということでありまして、同様の規制は外国においても見られるところでございまして、

また、電気・ガス工事の指定工事店制度についてのお尋ねでございますけれども、電柱から家屋への引き込み線及び計量器につきましては、これは電気事業者の資産でありまして、その電気工事につきましては、電力会社が直接自分で行います以外、電力会社に登録をされた引き込み委託工事店というものが実施をしております。これは、電力会社が自社の設備の工事を外部に委託をします際に、独自の判断で受注能力のある方を登録するという仕組みでありまして、これは法令に基づく規制ではございません。

また、ガスにつきましても、ガスの製造所からガスの導管を経て需要家の敷地の中の引き込み管、屋内配管を含めましてそのお宅のガス栓に至るまでの範囲は、これはガス事業者自身が保安責任を負っております。これはガス事業法上の規定でございます。そして、そのガスの指定工事店制度と申しますものも、保安機器の責任を負うガス事業者として、需要家の敷地内の引き込み管あるいは屋内配管の工事について、その下請として工事を任せても問題がないという判断をできる業者を会社が指定をし、指定業者に工事を行わせる制度であります。これはあくまでもガス事業者の判断に基づく、彼ら自身の下請の施工業者選定に係るものでありまして、これは法令の規定に基づくものではないと思ひます。

そして、いずれの制度も施工業者の技術的な能力をチェックするという制度のものでありまして、私は、外資系企業を差別して排除するようなものではないと思ひます。

また、大店法の規制緩和に伴う影響で新たに行うものというお尋ねであります。来年度予算要求の中で私どもが考えておりますものは、一つは、ハードの事業といたしまして、高度な情報機

能を利用し、地域の個性あるいは伝統を生かして、高齢者と環境に配慮した二十一世紀対応型の商業基盤施設の整備を支援したい。略称として商業パサージュ整備事業という名前をつけておりますが、こうしたものがございまして、

また、ソフト関係の事業といたしましては、市町村を単位とした広域での利用が可能となるカードシステムを実験的に導入するモデル事業についての助成を行いたい。広域カード推進モデル事業と銘打っております。

また、中小の小売業の方々が、製造あるいは卸の段階との連携を図りながら行う共同仕入れなどの共同事業に対しての積極支援を行う、こうした仕組みを考えております。

○川島委員 質問はしません。まあ聞いておいてください。

一つは、「ガス事業者の申請書を拒否」「通産省が行政手続法違反の疑い」、こういう報道が流れている。このおかげで、これから行政手続法でいろいろな問題が緩和されるんだ。これは国民が理解できてきております。

それから、サマータイムで、ことはやらなかったわけですが、これもその内容効果期待、一兆二千三百億、これはぜひひとつ御検討をいただきたいと思ひます。

それから、今回特許法の関係で、英文での特許を受け付けるといふような問題が出てきておるわけですが、これが日本と諸外国と比べますと、我が国の扱いの出願件数というのは非常に多いわけですね。

例えばアメリカと日本を比べますと、年間が、我が国が四十六万六千件について、アメリカが十七万三千件。処理件数は、日本が二十五万件、アメリカが十六万八千件。審査を要する期間、一昨日ですか、答弁がありましたけれども、二年四カ月、我が国。アメリカは一年七カ月。審査人員は、日本が千十五人、アメリカが千九百四十一人。審査一人当たり二百四十七件対八十六件。これから英文の審査等を受け付けられますと、

非常におくれる心配があります。もともと世界レベル並みに、一年以内にこれらの案件が処理できるように、ひとつ強く要望をしておきたいと思ひます。未処理件数というのが六十二万三千件、こういうデータも出ております。これは答弁は結構でございます。

次に、建設大臣にお伺いをしておきたいと思ひます。

建設関係は、特に住宅というものを抱えておりまして、内外の価格差とか、国民の生活に最も密接に影響を及ぼすところでございまして、規制緩和が非常に求められておるところでございまして。だから、外国製品に対する基準の認定、この違いがあります。木材やいろいろな、外国ではオーケーという認定を受けても我が国ではだめだというようなJISの扱いだとか、いろいろな問題がたくさんあります。

それから有料道路の制度についても、諸外国はほとんど実施が少ないわけでございまして、そしてまた、料金を比較をいたしますと、べらぼうな違いがあるわけですね。これらについて今後どのように対応をしていくのか。昨日までの議論を聞いておりますと、プール制のそういう路線の徴収を検討しているとか、いろいろ返事が返ってきておりますけれども、こうした問題。

それから、入札の開放という形で、アメリカが何か二十四件ぐらい入札に、新しく工事を落とした。ところが、全部がJVという扱いになっております。中にははつきりしないまま国へ引き揚げたオースチンという会社もある、こういうような状況が伝わってきておるわけでございまして、これらを受けて、建設省の今後のこうした規制緩和、内外価格差の是正に向けての取り組みの御決意をひとつお伺いをしておきたいと思ひます。

○野坂國務大臣 お答えいたします。日本の建設市場は閉鎖的ではないかというお話もございましたが、それは昭和五十年代の半ば以降に基本的に開放いたしております、そのよう

なことは特に規制となっていないということであります。

その内容としては、六十三年から、特定の大規模公共プロジェクト等について入札や登録手続等に係る特例措置、先生御案内のようにMPAが導入されております。したがって、外国企業の、三十四のプロジェクトがございまして、それらについて処理をしております。約一千億円以上の入札事業執行を行っておること、基本的に閉鎖的ではないということだけを申し上げておきたいと思っております。

それから、今お話しになりました内外の価格差問題ですね。これについては積極的に対応しなければならぬ、こういうふうに考えております。したがって、住宅建設コストの低減に関するアクションプログラムを策定をしまして、先生御案内のように、業界に詳しいわけですから、公表しております。

この内容については、具体的に申し上げますと、紀元二〇〇〇年までは普通の住宅は、標準的住宅は、三分の二に現在の工賃よりも落とした。そのための内容としては、プレカットとか、あるいは輸入材、材木の輸入とか、躯体とか内装工事の合理化等、それらを十分練磨し、アメリカやカナダにも調査員を派遣をして技術を習得しておりますが、紀元二〇〇〇年までに標準価格は三分の二までにしたい、こういうふうに考えて、国際競争場裏に処理していかねばならぬ、こういうふうに思っております。

もう一つは、名前を挙げてオースチンの問題をお話しになりましたが、確かにこれはJTVでございまして、御案内のように、新聞にも出ておりましたから、戸田と浅沼、オースチン、こういう格好になっております。

ただ、このオースチンから参つておられました技術者は一人でございまして、日本語も十分でないという状況でございまして、思うように作業が進まないで、これは東京都知事の許認可業者でございまして、事務所の方に行ってみまし

たけれどもだれもいない。したがって、オースチンの方に対して十一月三十日までどのようにするかということは今東京都が問い合わせをし、あわせて調査中でございます。したがって、この調査は、東京都が発注をしておりますので、我々としてはその動きを注目をしておりますというのが現状でございまして。

高速自動車道路は、外国では無料のところもあるし、余りにも格差があるのではないかと御質問でございまして、残念ながら御指摘のとおりでございまして。

これは、例えばドイツは無料ではないが、あるいはフランスやイタリアはもっと安いじゃないか、約二倍ないし三倍に近いものを料金として取っておるわけですが、日本の技術といえますか、国民の努力によりまして車社会に、馬車社会といえますか、そういうものを飛び越えて自動車ということになったわけでありまして、これを、高速自動車道路の基幹道路を中心に、国道、県道、市町村道ということを中心に進めております。現在では一般国道とかあるいは県道、市町村道というところに、歩行者等も一緒に使用しておりますので、このあたりを十分に国税全体はしていかなければならぬ。

高速自動車道路の場合は、皆さんに国会で一万四千キロというものについて道路法に基づいて御決議をいただきまして、したがって、一万一千五百キロを当面はやっていくということになっております。現在では四九%しか進行率がございせん。したがって、皆さんの御期待に沿うようにするために、勢い有料道路をやらなければならぬ。日本の道路の場合は、地震もありまして、急峻な坂もありまして、川もありまして、そういう点について相当の金を費消するというのが実態でございまして、先生が御指摘のように、できるだけ外国に近寄っていかねばならぬというふうに考えております。

度できるかどうかということ、計算を事務当局に命じてさせてみましたら、約十分の一しかできぬじゃないか、一般国道その他もあるために、こういう状況でございまして、いましばらく御辛抱いただきまして御協力を賜ればありがたい、こういうふうに考えております。

あるいは、最後にお話しになりました経営事項の審査の義務づけですが、これらの義務づけについては、規制緩和という問題で経団連その他からもお話をちょうだいしております。ただ、この場合に、前国会で法律上の、全会一致で義務づけが行われておるわけでありまして、それに基づいて公共事業の入札や契約手続の改善に対する行動計画、これを行っております。

具体的に申し上げますと、外国の参入は、一般競争入札は七億三千万以上、そういうことでございまして、地方の場合は、先生がおっしゃるのとは、建設省に一言言えば、コンピュータを入れれば、各市町村が右へ倣えでそれではないかという、何回も手続するのは厄介じゃないかという御指摘でございまして、地方にも命令権がなかなかないというようなことがございまして、十分検討してこれからの対応を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

以上でございまして。

○川島委員 今有料道路の料金、フランスが一キロ当たり八・四円、日本が二三円、イタリアが八・三円、このことを理解をしておいていただきたいと思っております。さらに、建築士や不動産の取引主任者の資格、こういう外国との基準認定、こういうのも直さなきゃならないので、ひとつ心得ておいていただきたいと思っております。

次に、国土庁の長官にお伺いをいたしたいと思っております。

海外との関係で、東京はとりわけ土地の値段が高くて、ビルやなんかのオフィスの金額が非常に高い。一平方メートル当たり、東京で十六万三千円、ニューヨークでは四万七千、三・四倍の格差があるわけでございます。そしてまた、都道府

県ではいまだに監視区域を續けておるところがございまして、こういう監視区域も規制緩和の対象になっておるかどうか、このことをお伺いをしておきたいと思っております。

○小澤国務大臣 先生御指摘のように、東京都の行った外資系企業に対するアンケート調査によれば、東京のオフィス賃料に対する評価を欧米の都市等と比べると、非常に劣っているとの結果が出ております。このように地価が高いことが一因になって外国企業の我が国への進出が困難になっているのではないかと指摘があることは承知いたしております。また、昨年末の国内企業へのアンケート調査を見ましても、約四割が地価の下落を望んでおり、地価上昇を望んでいる者は約二割にすぎません。

これらの調査結果などを踏まえまして、今後とも、土地の利用価値に相応した適正な地価水準の実現を目指して、総合的な土地政策の着実な推進に努めてまいり所存であります。

○川島委員 各大臣には、規制緩和等の案件が大体どのくらいあるか、どういう取り組みの決意かということを最初にお伺いをしておるわけですが、だれもこの答えをやっていただいております。

郵政大臣、特に電話料金の問題でございましてけれども、市内の料金は大体国際並みになってきたと思うわけですね、今回の改正で、ところが遠距離については、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、こういう国々と比べまして非常に値段が高いわけでございますが、これはどういうところから原因があつて、今後の規制緩和の対象になつておるかどうか、これらが生活者主権の拡大に向けて非常に影響いたしておりますし、海外の人たちが日本で電話をかけてびっくりしております、こういう状況でございまして。

それからもう一つは、金融自由化に対する郵便局の貯金の関係で、これらも規制が外れて行われていくのかどうか、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

○大出國務大臣 お答えをいたします。

今の電話料金でございませうけれども、川島さん御存じのように、六十年に大きな改正をいたしまして、競争原理を導入して、新電電、DDIから始まりまして三社入れてきて、もつと今ふえていきますけれども、競争していきうことになりました。ここから、当時、東京・大阪というようなどころでございませうが、料金を次々に下げてまいりまして、四百円、三百六十円、三百三十円、二百八十円、二百四十円、二百円そして百八十円、ここで新電電、DDIの方が百七十円にいたしました、ここで今とまってるわけでございますけれども、だからこの間に、二百円から百八十円のところだけで二千七百億円ぐらい下げたことになる。トータルで見ますという九千億円ぐらいの大きな値下げになっているわけでございます。そういう意味では方々で、さつきも企業の方々来られて、通信料金が非常に最近はこのうわけであつて、おっしゃる通りでございます。そういう実感を感じておられるようでありませう。

の他いろいろございませうが、条件を同じようにして公平な競争が進んでいくようにと、最近でも新聞等で御存じのとおり、フレームリレー・サービスという新しいサービスであるとか、あるいはバーチャル・プライベート・ネットワークなどという新しいサービスが出てまいりまして、接続問題やいろいろございませう。ここらでできる限り同じ競争条件というものをつくりにながら、せつかくトータルで六割近く六十年から電話料金を下げたわけですから、五八%あるいはちよつとそれを超えるぐらい下がつておるわけでございますから、だから、いきなりこれをいふと、トータルで見ますとバランス問題も出てまいります。したがって、いきなりというわけにはまいらぬと思ひますが、できるだけ競争条件を同じようにして、ひとつなお効率的に低料金になっていくように努力をしたい、こういうふうにしていくわけでございます。

それから、貯金のお話が今ございましたが、ちよつとこととして十六年目になります、CD、つまり譲渡性預金の自由化という問題が、三ヶ月でございませうけれども、大体、資金調達を早めるという意味で当時大蔵省がございまして、自由化すべきであるという。以来、だから十五年たつて、こととして十六年目になるわけでございますけれども、十七日というところでおおむね自由化が完了すると、こういう。郵政省はここでどうするかということだったので、旧来のいきさつもございまして、民間の皆さんの方のどういふふうな自由化の中でおきまうかというのを一週見て、その上で考えたいということ、十七日を見送りましてしたのでありますけれども、その後、〇・〇三%上がつてきて、こういう状況が出てまいりまして、そこで、七日というところで、一ヶ月ごとでございませうから、その〇・〇三%を乗せて一・三五にしようかということ、考えたのでございませうけれども、大蔵省から協議の申し入れもございまして、いろいろな議論がございませう。

しかし、結果的に〇・〇三%を上げるということと決着をつけてあるわけでございますけれども、これから先はさらにひとつ全体の動きを見ながら、御指摘の点、問題は国民の皆さんにどういふふうな金利というものをプラスに見ていくかという、こととございませうから、検討させていただきます。とりあえず二点だけお答えさせていただきます。

○川島委員 一点だけ要望しておきますが、日本の郵便料金が高くて、香港から手紙を出した方が安い。ところが、郵政省は水際でそれを、受け付けを拒否する。こういう形をやる前に、みずからのリストラで世界の物価並みにひとつ対応ができるような御努力をお願いしておきたいと思ひます。

次に、公正取引委員会の委員長にお伺いしておきたいと思ひます。

独禁法の運営転換で洋酒の値段が非常に安くなりまして、国民は非常に喜んでおるわけでございます。ひとつ世界の物価水準になるまで、今後これらの独禁法の厳正な運用をお願いしておきたいわけでございます。

一つだけお伺いしておきたいわけですが、我が国は不当廉売、今回のWTOの中で出てくるわけでございますが、これらの取り締まりを行った件数はあるのかどうか、そして公正取引委員会として、規制緩和や内外価格差の今後のこれらの問題についてどう取り組んでいくのか、独禁法の扱いの上からひとつ御検討いただきたいと思ひます。

(委員長退席、中川昭二委員長代理着席)

○小堀政府委員 お答え申し上げます。

ただいまのお尋ねでは洋酒に例をとりになりまして、洋酒の輸入が活発に行われている。内外価格差問題はございませうけれども、現在のその洋酒を含む消費財市場の価格低下現象、あるいはその背景にある競争の活発化、これはもとより私ども公正取引委員会として、この方向は正しいものと考えております。

そこで、お尋ねでございますが、不当廉売問題という御指摘でございます。不当廉売は、申し上げるまでもなく、総販売原価をある商品につきまして著しく下回る価格で継続的にこれを販売する、そのことによりまして市場におけるほかの事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、その場合に限りましてこれは公正な競争秩序を維持する点から不正な取引方法として規制の対象になる、こういうことでございませうが、ただいまのお尋ねは、輸入品の市場につきましてそのような問題があったのか、こういうお尋ねであらうかと思ひます。

これは、例えばこれが並行輸入品に関する場合に不当廉売問題があつたのか、こういうふうな問題を少し限定してみますと、これは私どもの経験として、並行輸入品の販売については不当廉売として措置をとつた事例はこれまでございません。不当廉売一般の問題、これは決まてないわけではないのでございませう、並行輸入品につきましてはそういう問題はございません。

したがって、今申し上げました不当廉売の、今定義として申し上げましたが、かなりこれは厳格な定義でございませう。したがって、私ども、一般的に不当廉売問題は、今申し上げましたような場合について規制はしておりますけれども、ただいまのお尋ねが、特に消費財分野におきまして輸入品の輸入量が非常に拡大をして、そのことが現在消費財市場に見られます。一般的に価格低下現象をさらに活発にしている。その中で、私どもは一般的な問題として、競争促進の見地からこれは全体として望ましい方向である、こういうふうな考えをしておりますので、今後とも、公正かつ自由な競争秩序を維持するという見地から、例えば、輸入につきまして並行輸入の阻害でありますとか、あるいは再販売価格の維持行為でありますとか、価格カルテルでありますとか、そういう独占禁止法上の違反行為は、これに対して

従来から厳正に対処しておりますし、今後とも競争を徹底させることによりまして、このような全体的な競争促進の状況を、私どもの業務といたしまして一層促進させていきたい、こんなふうに考えております。

○川島委員 余り時間もございませんので、端的にひとつ御返答いただきたいと思ひますし、私の方も一点だけに絞って後を進めていきたいと思ひます。

文部大臣にお願いをしておきたいと思ひます。非常にお忙しいようございまして、恐縮でございます。

一つだけ、今度の知的所有権等の関係もございまして、現在、外国の大学が日本に進出するに当たりまして非常に厳しい規制で、例えば具体的にはミネソタ州立大学の設置がなかなか認められないというような事案があるわけでございまして。それから、円高による厳しい学生生活が今日あるわけでございまして、こういうものをどうとらえられておるのか。それから、教育のカリキュラムで、今後、異文化交流の教育の導入というような問題もあろうかと思ひますが、これらについて端的にひとつお答えをいただきたい。

○与謝野國務大臣 最初の大学のお話でございますけれども、アメリカの大学の日本分校と呼ばれるものは大体二十ちよつと日本にございまして。その中で専修学校の認可を受けて経営をしておるものもございまして、大体は法律の枠外のものでございまして。

これは、日本の方がやる場合でも外国の方がやる場合でも同じでございますが、大学を設置されようとする場合には、やはり大学を設置するために必要な関連法規に基づいて御申請をいたしまして、その大学が、その内容においても、あるいは教育水準においても十分大学としてやっているかどうかという判断を、実質的な判断をして、そういう大学の設置を認めるという制度になっております。そういう意味では、アメリカの

大学の御関係者が日本に大学をおつくりになるということは自由でございまして、同じ高さのバーをクリアしていただかないと大学の設置はできないというのとは半ば当然のことであらうと思ひております。

ただし、私も、大学設置をするために必要な書類の量が膨大になるというお話もございまして、そういうものについての手続の簡素化は既に行ったところでございまして。

それから、第二番目の円高による留學生の問題は、大変私どもとしては頭の痛いところでございまして。例えば留學生をとりまして、約五万五千近い海外からの留學生が来ております。その中で日本がお招きしている留學生というのは七千人ぐらいてございまして、それ以外はいわゆる広い意味での私費で日本にいられておる方でございまして。こういう方は円高によりまして大変な経済的な困難に遭っているわけでございまして、そういうことは文部省既に数年前から気づいておりまして、そういう私費で留學されておる方に対して、約五万円程度の留學に必要なお金を出せるような仕組みに変えて円高の困難を克服する一助としたということ、今そういう制度になっております。

が、ただ、これはもうなかなか文部省だけでは解決できない問題でございまして、そういう困難をぜひ御理解をいただきたいと考えております。

○川島委員 教育のカリキュラムのことについてはひとつ御検討いただきたい。

それから、今、我が国の大学の答弁で、私は国立大学は承知しておりますけれども、あとはほとんど二十校等は専修学校だという受けとめ方をしておりますので、また後ほど具体的な資料をいただきたいと思ひます。

次に、運輸大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

成田や関西空港の国際空港、我が国の着陸料が非常に諸外国に比べて高い、こう言われて、一応調整がなされて、それでもまだ諸外国から高いと言われているわけです。

それからもう一つは、格安航空券の問題も出ております。正規で買うと大変高く、新しくいろいろ検討されて、内外価格差の問題で、安くなってきたことは事実でございましてけれども、海外で買った方がいまだに安いだけども、日本は規制をして、海外で買った航空券は日本では、海外、アメリカからアメリカに行くときにはアメリカで買った航空券は使用がちょっと待った、こういうことが、ひつかかるような状況の規制があるようございまして。これらが、今後そういう規制がなくなるのかどうか、往復運賃の使用規則等が改められるのかどうか、これをひとつ聞いておきたいと思ひます。

タクシー料金は、京都の個人タクシー等の関係で、いろいろ企業の料金格差が生じており、大分緩められてきておるのかなという一般的な受けとめ方で、全体としてどうなつてきておるのか。それから、個人タクシーの資格認証の規制緩和が今後対象になるのかどうか。

港湾料金、コンテナ、車検代、重量基準、いろいろこう海外から言われてきておるわけですが、全体として、今後、こうした規制緩和、内外価格差に対してどう取り組んでいくのか、御決意をお伺いしておきたいと思ひます。

○亀井國務大臣 お答えをいたしたいと思ひます。

まず、委員御指摘の、着陸料が国際比、非常に高いという御指摘でございます。そのとおりでございまして、私は、今後空港の整備について、そうしたユーザーの懐を当てにして空港整備をやっていくという、そうした方向は転換をしたい、このように考えておるわけであります。もうぜひたくさん乗り物ではございませんので、公共事業の立場から正面に据えていきたい。

そういうことで、来年度その手始めといたしましては、関空の着陸料をトン当たり百円ですけれども、ジャンボで五万円ぐらいになるうかと思ひますが、これを現在要求しております。ここにおられる大蔵大臣も恐らく私御理解いただけるもの

じやないかな、このように期待をいたしておるわけでありまして、また運賃の問題、御承知のように、このたび航空法の改正で五〇％の限度の割引制度を導入いたしまして、それぞれの各社等が工夫する中で、今までは違った形での、ユーザーが安く乗れるような、そうした方策も今講じておるところでございまして。

それからもう一つは、現在、御承知のように日米包括協議の中でも部品等のもも非常に問題になり、現在まだペンディングで決着をいたしておらぬわけでございましてけれども、自動車の基準・認証については、一応国際的な整合性、これが保てるような方向でできる限り国際化の中で歩調を合わせていきたいと思ひますが、ただ、やはり安全性ということとは運輸行政におきましてはこれは基本的な問題でございまして、この点については日本としても外国との関係で必ずしも同一步調がとれない場合も、日本の国土の特別な事情等もございましてであらうか、このように思ひております。

個人タクシーにつきましては、またその他のタクシーにつきましても、現在私どもは、京都で御承知のように同一地域同一運賃のまち外のような、そういう制度が起きておりますけれども、全体としてはやはり同一地域同一運賃の立場を原則としてはとらざるを得ない、このように考えております。

○川島委員 運輸大臣に要望しておきたいと思ひますが、今の港湾におけるコンテナの積みおろしの関係ですね。シンガポールなんか二十四時間体制で、非常にサービスがいい、もう、あつという間に。日本は、もう待たされて待たされて困る。だから、ついつい、これからハブ空港として海外が、ほとんど香港なんかでも新しくこうつくりしてありますから、日本を通り越して海外へ行つて、それからまた日本へ必要を分だけ来る、こういう状況になるような可能性が非常に多いわけでございますから、ひとつ十分な対応をお願いをしておきたいと思ひます。

経済企画庁長官にお伺いしておきたいと思ひます。

公共料金の値上げが非常にいつも問題になるわけですが、それは、競争原理が働かないということ、いろいろな海外との公共料金の比較も出るわけでごさいますけれども、情報公開がもつときとちとなされたらいいがなという非常に国民の要望もございます。政府は、平成五年以来これらのあり方についても協議をしておるようでごさいますけれども、なかなか見えてこないわけでごさいます、物価の情報を含めまして、今後のガイドラインの策定についての御決意をお伺いしておきたいと思ひます。

○高村国務大臣 おっしゃるように、公共料金についての情報公開というのは極めて大切なことである、こういうふうにごさいます。

村山内閣におきましても、公共料金についての取り扱ひの基本方針というのを先般定めたところでありましたが、情報の公開という独立の項目を設けまして大変重視をしておるところでごさいます。

これからの、主官省庁あるいは各事業体情報公開をお願いしてまいると同時に、経済企画庁としても積極的に情報の公開に努めてまいりたい、こういうふうにごさいます。

来年度につきまして、公共料金全般についての情報を提供するために、そういうハンドブック的なものをつくりたいということで予算要求をしたい、こう考えているところでごさいます。

○川島委員 次に、厚生省の審議官ですか、厚生委員会が開かれておりますので大臣が出られないということでごさいます、アメリカからも年金積立金等の金融の運用についての規制緩和が求められております。

農林年金一兆六千億円余、地方公務員共済年金二十三兆九千億円余、私立学校教職二兆円余、国家公務員六兆六千億円余、厚生年金、国民年金関係が百三兆七千億円余、これらが今後海外の運用についての窓口が、あけることができるのかどうか、この一点だけお伺いしておきたいと思ひます。

か、この一点だけお伺いしておきたいと思ひます。

○近藤(純)政府委員 公的年金の運用についてのお尋ねでございますが、公的年金の積立金の自主運用につきましては、運用の効率化を図るという観点から、運用方法の改善につきまして私どもは非常に望ましいというふうに考えているわけでごさいます、先般成立いたしました年金法の改正におきまして、国債の貸し付けでごさいますとあるいは厚生年金基金の運用につきまして、基金の、今まではいわゆるニューマネーだけが対象であつたわけでごさいますけれども、基金の総資産の三分の一まで投資顧問業者を活用した自主運用の対象にする、こういう体制ができたわけでごさいます。アメリカからの要求は別にいたしまして、でも、今後とも厚生省といたしましては、公的年金の積立金等の運用の効率化、こういう観点から、必要な運用の改善につきまして私どもとしてお願いをしておきたい、こういうふうにごさいます。

○川島委員 今床屋さんが、営業時間とか休日組合の規制がなくなつて自由にやれる、こう言つて喜んでおられるわけですよ。食品分野でも、厚生省、いろいろ規制が非常に多い分野でごさいます、海外からもこれらの規制緩和が求められてきておると思ひますので、しっかりとひとつ対応をお願いをしておきたいと思ひます。

最後に、農林水産大臣に、私、ずっと今までの討論を聞いておりました、まだ私の腹におさまらない点が一点だけあるんです。

それは、海外から安い輸入米が買われておられるわけですね。おのおのの国の国柄もいろいろデータとして私も手に入れているわけですから、今後どういう国からこういう割り当てをして入のかということがまず一点、それから、お金の利益が上がつた分がちょっと消費者に還元されない。これから五年の間全然還元されずに、全部農林水産省の予算に特別会計で使われていくのかどうか。これらも含めて、本当に米の値段が、

国産米じゃなくて輸入米は安くなるのかどうか。本当に差額が全部国民に還元されるのかどうか。わかりやすくひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 輸入先国については、まだ予定されるような、特別なことを申し上げることはできないわけでごさいます、ミニマムアクセスの門戸を開いた際に、それぞれの輸出先国のオファーがございまして、それに基づいてミニマムアクセスの米を受け入れるということでごさいます。

それから、第二点の輸入差益の問題については、これはいかにすべきかという議論はいろいろございまして、やはり農政審議会の報告等も、ミニマムアクセスに伴う差益は消費者、国民全体の利益になるんだから備蓄の経費に充当しろという提案もございまして、今回提案の法律の中にも、備蓄経費に充てるということにいたしました、御理解をお願いしたいというふうに思つております。

○川島委員 ぜひひとつ、安いお米が入ってくるわけですから、その分だけ、海外との物価の内外価格差の問題からいってもぜひ安く輸入米だけは供給ができるように御検討をいただきたいと思ひます。

なお、各省庁の皆さんには、非常に規制緩和、これからたくさんほかの委員会でも出てくると思ひますが、ひとつ十分なお取り組みを、外務省だけが旗を振つて頑張つておるんじゃないかと、ひとつ御検討いただくとお願ひをいたしまして、質疑を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○中川(昭)委員長代理 次に、藤田スミ君。藤田委員 厚生大臣に最初にお伺いすることにさせていただきます。よろしくごさいますね。

私は、きょうはSPS協定についてお伺いをいたします。この協定の最初には、基本的な権利及び義務が規定されています。そこには、「加盟国は、人動物又は植物の生命又は健康を保護するために必

要な衛生植物検疫措置をとる権利を有する。ただし、衛生植物検疫措置が、この協定に反しないことを条件とする。」と規定されているわけであります。つまり、国家が国民の命または健康の保護を行うことは、その国の主権そのものであつて、ガット協定で規定されるものではないはずであります。ところがここにはそういうふうに書かれてある。その権利の行使がガット協定に反しない限りであるという規定は、これは国家の基本的な主権を制限するものではないですか。もしこの協定が一層拡大されていくなら、国家の国民の命を守る権利は著しく制限され、一方国民は、国民の手を全く届かない国際機関の協定にみずから命をゆだねるということになるわけでありまして、そんな恐るべき事態をこの協定は可能性として持っているわけであります。

この問題は、アメリカを初め世界各国で大きな問題になっております。日本政府は、なぜこのような、国民の根本的な主権である命と健康を守る問題について主権制限を認められたのか、まずお答えをいただきたいのです。

○井出国務大臣 この協定は、加盟国が国民の健康確保のために必要な措置をとることを制限するものではありません、この点は同協定の前文においても確認されておるはずであります。

同協定の前文、冒頭でごさいます、こう書いてあります。「加盟国は、いかなる加盟国も、同様の条件の下にある加盟国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件として、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護するために必要な措置を採用し又は実施することを妨げられるべきでない」云々であります。

食品の規格基準の国際調和についても、食品の安全に関する国際基準は消費者の健康の保護を目的としたものでございまして、また、科学的に正当な理由がある場合においては、国際基準よりも厳しい措置をとることもできるようになっておりま

す。したがって、この協定の締結は、我が国が食品の安全確保のために必要な措置をとっていく上で何ら支障を及ぼすものではないと考えておるところであります。

○藤田委員 そんな簡単な問題ではないんです。SPS協定の中心は、ハーモナイゼーションの原則、調和化の原則、これがうたわれています。ハーモナイゼーションの原則によって、各国は可能な限り食品安全基準や動植物防疫などの基準として国際基準を採用するということが義務づけられているわけでありまして。そして、この協定には、国際基準への調和化を推進させていくためにさまざまな仕組みが設定されています。例えば、衛生防疫措置委員会がWTOに設置され、国際基準の受け入れ状況の監察を行い、また、加盟国が国際基準を採用していないときは、その理由を公示させ、さらに国際機関に審査を要請する権限を有し、また科学的正当性という点についても、それが紛争対象になることを想定して、紛争当事国と協議の上、選定した専門家の勧告を求めるべきであるという規定も設定されているのです。

結局、科学的正当性というその主張は大変な困難を伴うことになるわけでありまして、国際基準の採用に進んでいくことは必至であります。さらに、紛争処理で設置されたパネルの結論次第では、日本は、日本の方が科学的正当性があると言ってもそれが通用しない、そういうことが十分あるわけでありまして。その点はいかがですか。

(中川(昭)委員長代理退席、委員長着席)
○小林(秀)政府委員 委員の御指摘の基準の関係でございませうけれども、SPS協定には、科学的正当性のある場合においては国際基準よりも高いレベルの保護水準をまたる措置を採用することができるといふように書いてございまして、科学的正当性として我々が考えていますことは、例えば日本人はお米は西欧人に比べると大体十二倍程度食べるわけにございまして、あとリンゴでもミカンでも、それぞれたくさん食べているわけに

ございます。

そもそも食という、食べるということ自体はその国の文化に大きく影響されているわけにございまして、それは立派な、正当な理由でもって、お米をたくさん食べる者はお米についての基準は厳しくなるといふのは、私は十分相手の国でもまた国際機関でも御了解いただけるものと思っております。万が一、今先生がおっしゃられましたように、相手側が承認しないという話になりましたときには、このSPS協定にありませう後の委員会等でこれから議論をしていくことになるように思っております。

いずれにいたしましても、残留農薬と申しますのは、その物質の一日最大摂取許容量ですか、ADIがありまして、その値を超すということではその国の国民、日本の場合でしたら日本の国民の健康が守れないわけでありまして、そのことについては間違いないよその国も国際機関も御理解いただけるものと確信をいたしております。

○藤田委員 私はそういうふうにおっしゃるだろうなというふうな思っているのですよ。しかし、例えば今おっしゃったような議論をしていただくのだ、科学的正当性があるのだということ議論をしていただくのだ、こういうことなのですが、それ自身が紛争処理規定の基本から大きく今度は変わりましたよね。これまでは全会一致でないとパネルは設置できなかった。ところが、これから一國が提訴すればパネルを設置できる。そこが大きく変わります。一々に科学的正当性ということをおなたの方はしきの御旗に振りかざすつもりでしょうが、それはもうあなの方、そのたびに大きく振り回されるような状態になる、そのことはもう間違いないのです。大きく変わっているのです。だから、皆さんがおっしゃるようなにの御旗、科学的正当性というの、実はそのこととその他のが通用しなくなったのが今度のこの協定なのだ、SPS協定なのだというのを、私は皆さんがもつとはつきりおっしゃるべきだと思います。

そのことを皆さんは十分認識しているから、SPS協定を批准もしていないのに、他方でどんな国際基準、つまりコーデックス基準を採用しているのではありませんか。新たな設定を進めている残留農薬基準の八二%はポストハーベストを前提にした国際基準ですよ。消費者、国民はそんなポストハーベストまみれの残留農薬基準など決して願っていません。ところが、そうした国民の声と反対の残留農薬基準を設定することを義務づけていることは、これは明らかに主権侵害と言わなければならぬわけでありまして。一体、SPS協定が批准されたらどうなるか、本当にそれ恐ろしい思いがいたします。

国際基準、つまりコーデックス食品規格のことですが、それはFAOとWHOの合同食品規格委員会が策定するわけでありまして、それは、食品産業の奨励のための国際的な機構、相反する衛生及び植物防疫上の基準による非関税障壁の除去を通じて国際貿易を促進するという面でのコーデックス委員会の基準の重要な役割であると、これはWHOの中島事務総長が率直に述べられているわけですね。つまり、食品多国籍企業の国際食品流通の促進をその大きな目的にしているわけでありまして。このような国際食品流通の促進を目的とする国際食品規格は、多くの点で日本の食品安全基準と異なるものになっていくのは当然のことです。

少し長くなりますが、もう少し聞いてほしいのです。食品安全基準については、食品流通を促進する目的で極力基準は低く、低くというのか緩やかに設定されています。残留農薬基準は、もう先ほど指摘しましたが、ポストハーベストが行われるというのを前提にした基準になっているわけですね。食品添加物については見れば、現在国際食品規格で定められている食品添加物は三百三十一品目ありますが、そのうち日本が食品添加物として認めていないものが七十九品目も存在しています。さらに、食品添加物の使用基準についても、

一々に例を挙げることができませんが、ごく身近なところで見ますと、例えば食肉製品の発色剤として使われている亜硝酸ナトリウムや硝酸カリウム、硝酸ナトリウムの使用は日本でも認められてはいます。しかし、生協などは、亜硝酸ナトリウムが魚肉などのアミノ酸と結びついてNニトロソアミンという発がん物質をつくり出すおそれがあるために、発色剤無添加のハムをつくる、もうそういう添加物は使わない、そういうハムをつくってきました。ところが、コーデックス基準、国際基準では、ハムの保存料としてこの亜硝酸ナトリウムなどの使用を認めています。しかもその水準は、硝酸カリウムは日本の七倍、硝酸ナトリウムは日本の七倍、亜硝酸ナトリウムは日本の一・七八倍、大変に多くの使用を認めているわけでありまして。

チーズについていえば、日本では食品に抗生物質を添加してはならない、こうなっているのですが、国際基準ではチーズの保存料として抗生物質ナイシンの含有を認めています。

もう一つ言いますが、日本では、臭素酸カリウムは発がん性が確認されたために、パンには使えませんが、最終食品の完成前に分解または除去することを前提という一定の基準を定めているわけですね。これに対して、コーデックスの基準を見ますと、小麦粉処理剤として臭素酸カリウムの使用を認めておりまして、しかもその基準は日本の基準の一・六六倍、また最終食品の完成前に分解あるいは除去という規定は全くありません。つまり、コーデックス基準でいけば、小麦粉製品にはパンに限らずスナック菓子やマカロンにも臭素酸カリウムが残留するということになるのです。

ジャガイモ、これの発芽防止にしか食品への放射線照射は一切認められていない日本に対して、コーデックスの方は、すべての食品に対して平均十キログレの線量であるならば放射線照射を認めてもいい、こういうことになっているのです。

残留抗生物質はどうですか。残留ゼロ基準を日

本は定めています。しかし、それも残留しても構わない、こういうことになっているわけでありま

す。このように、国際食品規格への調和化というの
は、いや応なく日本の食品安全基準を大きく切り
下げていく、そういうことは必至だと考えます
が、大臣はどう聞かれましたか。

○小林(秀)政府委員 今コーデックス委員会の細
かい数値のお話をまず申されましたのですが、
ちよつと今私どもの方に細かい資料を持っており
ませんので、その数値がどうか確認できませんけ
れども、コーデックス委員会も、世界の学者が集
まって、それぞれの国民のこと、健康のことをみ
んなが考えて数値をつくっていらつしやるわけ
でありまして、何も国民の健康を度外視してそうい
う水準をつくっているわけはありません。詳し
くデータを見ないか、と厳密に申せないかも知し
れませんが、その出てきた基準と日本の基準
をあわせて、そして日本の特殊事情を説明でき
る私は確信をいたしております。

○藤田委員 あなたの確信じや日本の消費者は確
信を持つことではないのです。例えば、臭素酸
カリウムの基準にしても、日本で発がん性が確認
される前はコーデックスの基準と同じだったの
です。しかし、厚生省は、これでは発がん性が残
るということで、三十三ミリグラム・パー・キログラ
ムというその基準に改めたのです。しかし、国際
基準は今でも五十ミリグラム・パー・キログラム
ということ、その基準をそのまま使っている
じやありませんか。つまり、これでは発がん性が
残るというその基準を今でも使っているじやあり
ませんか。あなた方はそういうことをもつと本當
に率直におつしやるべきだというふうに私は思
うのです。これは体づくりにかわる問題です。も
う一度、大臣、お答えください。

○井出國務大臣 先生御指摘の数値につきまして
は、私、申しわけございませんが、どうも正確な
ところを把握しかねております。ただ、先ほど担
当局長が申し上げましたように、私も、食品

の安全に関する国際基準は消費者の健康保護を目
的としてつくられる、こう考えておりますし、ま
た、この協定の中で、科学的に正当な理由がある
場合には国際基準より厳しい基準を日本は日本と
して採用をし得るということがございますから、
そういう点はきちつと、そういう場合には厳しい
基準を守っていかなくちゃいかぬ、こう思ってい
ります。

○藤田委員 それじや、この協定の言うハーモナ
イゼーションの原則というのは一体どんななるん
ですか。日本が協定を批准してもハーモナイゼー
ションの原則というのは日本はもう守れないとい
うことを最初からおつしやるのだったら、そうい
うことになるじやありませんか。

いいです。私、ちよつと大臣に見てもらいたい
のです。これ、何かおわかりですか。これはコー
デックス委員会の食品規格の全文です。大臣、こ
らんになったことおありですか。

○井出國務大臣 膨大な英文のあれだということ
だけは聞いておりますが、直接は見えておりませ
ん。

○藤田委員 それは本當に困るのです。これを
一つ一つ見たら、私はこういう科学に何も強い
じやないのです。ただ、子供の健康を考える立場
から、一生懸命勉強しようと思つて、こういう
さつきから難しい言葉をいっばい使っているだけ
なんです。だけれども、大臣は一国の厚生大臣と
して、コーデックスの規格は一体どうなっている
か、それくらいのこと勉強して、そしてこの協
定を受け入れるべきかどうかということをやはり
判断されるべきです。

それから、外務省にお願いしたいのは、私が
願ひしたら英文全文を送つてきてくださいまし
た。確かに、こんなにたくさん送つてきてくださ
いました。全部英文なんです。これじや、本當に
すぐさま役に立たないです。一々そんなことし
ていたら、この審議つと、いや長かけると言
うのだったら結構です。だから、直ちに、私はこ

れの翻訳文の資料の請求をお願いしたいわけであ
ります。大臣、いかがですか。わからないで審議
するということになりません。

○小林(秀)政府委員 WTO協定は、国際的な機
関で定められた食品の国際基準と各国の食品の規
格基準との調和を図っていくという原則について
の合意を図ろうとするものであります。個々の国
際基準自体の合意を図るものではないと解釈をい
たしております。したがつて、個別の食品につ
いて、専門的、技術的な基準を子細に記載してい
る国際基準そのものの日本語訳を指示する必要
はないと考え、現に日本政府では今訳したもの
がございます。

それから、もう一つつけ加えて、先ほどの先生
の御質問に補足させていただきますと、残留農薬
のデータをちよつと持っていますのでお話し申し
上げますと、従来でも、食品の残留農薬を定める
ときはコーデックス委員会のデータを参考にい
たしております。そして、現在でも、日本の百三
農薬について残留農薬基準がつくってあります
が、それでコーデックス委員会の基準と比較をし
てみますと、約六六％のものゝコーデックス委員
会と同じデータを使つております。といひますの
は、厚生省の大臣の諮問機関であります食品衛生
調査会がよく吟味をして、六六％のものはコー
デックス委員会の値をそのまま使つております。

それで、二〇％については、先ほど私が申し上げ
ましたように、お米だとかミカンとかリンゴだ
とか、そういう日本の特殊事情を考慮いたしまし
てそれより厳しい基準をつくつておるというのが
現状でございます。これまでもコーデックス委
員会というもののデータを見ながら日本の基準を
つくつてきたということから見て、私も、
コーデックス基準が、先生がおつしやられるよう
な、お持ちのようなイメージのものではない、そ
のように思つております。

○藤田委員 ここではそんなごまかしを言えば通
用すると思つていらつしやるかもしれないが、
それは重大なごまかしです。現にあなたは今、六

六％が残留農薬基準に合致するものになつてい
るんだ、参考にしてきたからとおつしやいます
が、新たに決められた基準が、その八二％まで国際
基準に合致させたものであるという数字を単純に見
てもそうじやありませんか。

それから、私はきょう、委員の皆さんに資料と
して「コーデックスを斬る」という、こういう
資料を配付させていただきました。これは非常に
膨大な資料でありますけれども、「ガットが提唱
している食料の自由貿易体制は、やがて自分や子
供の足元に火がつくほどの大きな問題をばら
んでは、という」ことを最初に書きまして、そ
して「基準作りには誰が参加しているのか、だれの利
益が反映されやすいのか、いかに影響を受ける
ことになる消費者の知らない間に何がどのように
決められるのか。」そのことがこのコーデックス
委員会に参加する面々の顔ぶれを見てもかま
い見ることが十分できるという、そういう文言をつ
けながら、中身は極めて客観的に、コーデックス
委員会の総会あるいはFAO、WHO合同残留農
薬部会あるいは皆さんがよく言われるFAO、W
HO合同残留農薬専門部会、そのメンバーにつ
いてずつと客観的に示しておりますので、委員の
皆さんもぜひこれを読んでいただきたいわけであ
ります。

そもそもその専門部会といひますのも、アメ
リカ政府の意向を強く反映した内容のもので構成
されていることは、ずつとそのメンバーの経緯を
見ても明らかです。

それから、合同残留農薬部会やコーデックス委
員会の総会に参加するメンバーを見ていきま
すと、これが規格策定の中で、政府のアドバイザー
として、あるいは国際オブザーバーとして、多
国籍企業が参加をし、そしてオブザーバーとして
発言が認められているわけでありまして、このコー
デックス委員会というものは、一國に一票持たせて
はおりますが、原則はコンセンサス方式をとつて
おりますので、極めてそこにおける者の発言力は強
いわけです。したがつて、この参加状況を見てい

ただくと、一体だれの利益が最も反映されやすいか、だれが参加しているかということに実は愕然とする思いがいたします。

これは私だけが言っていることではないのです。世界的に実は大問題になっています。イギリスで最も権威のある食糧研究所のジェームズ教授は、こういうふうな九〇年のWHOのセミナーで述べておられます。「コーデックス委員会は、食品企業に独占されている。コーデックス委員会に権限を与えることは、過去五十年間の食料・栄養分野の進歩をすべて捨てるに等しい。」こういうふうな述べておられるわけであります。

こんな状況の中で策定される国際基準に日本の食品基準も極力調和化させろ、そういうことになっているのです。そして、調和化をどこまで進めているかということも、さっき紹介しましたように、極めて厳しく縛りをかけていく仕組みもとっているじゃありませんか。それなのに、いつまでもいつまでも、あなた方は国民をごまかすようなことを言うのは許されません。結局、日本の食品安全基準を多国籍企業の利益のために従属させてしまう、そういうことになりはしませんか。私は、今度は大臣の御発言を求めます。

○井出國務大臣 コーデックス委員会には各国の政府から代表及び代表代理が出席しておりまして、その代表が政府としての意見を表明することになっております。先生御指摘のような、企業の技術者がアドバイザーとして参加する場合もございますが、これは、政府がその立場を主張していく上でこれらの技術者が有している食品の加工、保存技術、流通実態等についての専門知識を活用するためであって、あくまで政府代表団を技術的に補佐するものであり、みずからの意見を表明することはできないことになっております。したがって、御懸念のような、企業、多国籍企業ですが、委員会での検討を左右するようなことはない、こう考えておるところであります。

○藤田委員 本当にもう少し大臣、お役人にだまされないように、よくみずから勉強してみてください。

さい。

政府のアドバイザーということで、確かに技術委員の資格で、そして日本食品添加物協会という肩書をつけて、九一年、八九年に味の素がともども参加しています。日本国際酪農連盟、九一年は明治乳業です。そして、日本食品衛生協会という肩書で、これも政府アドバイザーということ、九三年は味の素が二人行っています。全国輸入食品安全推進協会、九三年は雪印と味の素が行っています。これはコーデックス委員会の総会に行かれたわけですが、まだいっぱいここにありますよ。なぜか日本の代表ということ、政府とくっついてネッスルなども行っていますからね。合同残留農業部会にも、これもクミアイ化学工業、日本曹達、武田薬品というような企業が、この五年間、環境庁や厚生省、農水省のお役人、担当者と一緒に参加をしておられるじゃありませんか。発言ができない、そんなことはもう本当に子供だましにも似た言い方であって、発言はできるのです。総会でオブザーバーもちゃんと発言できるのです。そして、大いにその発言力を利用して、それこそ企業の、多国籍企業の利益を誘導する形になっているのです。

だから、私の知り合いの、どなたとは言いませんけれども自民党の議員も、あれは談合だと、私はまことにこの方は鋭いところを見ていらつしやるなというふうにお聞きをしたわけでありまして、自民党の議員の方もそういうふうな率直に、こういう問題を知れば知るほど、思わず、そういうことをおっしゃるわけです。大臣ともあろう方が、そういう言い方で、あくまでも心配ない、心配ないと言って、国民の命と健康、とりわけ子供の体づくりにかわるこの問題をそういう扱いをされることに、私は本当に大きな憤りを感じざるを得ません。

この問題は、次の機会に、さらにもう一度皆さんと議論をしていかなければなりません。まさに私は、大げさに言えば、もう人類始まって以来の驚くべき主権侵害、その国の国民の命を守るそ

の政府の権限を取り上げられていくという、そういうものだとおっしゃることを申し上げて、最後に、もう一度大臣の見解を求めておきたいと思っております。

○井出國務大臣 先生、何かこのコーデックス委員会が悪徳な、何か大企業の言うがままになるような御見解であります。我々はその考えを考えておられないということ、少なくとも日本政府の代表は、例えば第二十回、昨年は私も厚生省の生活衛生局長の森田君であります。私は森田君を信じておりますから、だまされたというようなことはな

いと思っております。

○藤田委員 次のときに議論しましょう。よく調べておいてください。

終ります。

○佐藤委員長 藤田君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る十一月二十八日月曜日午前十時公聴会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十分散会

平成六年十二月二日印刷

平成六年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局